

令和5年第4回定例会

白子町議会会議録

令和5年 12月11日 開会

令和5年 12月13日 閉会

白子町議会

令和5年第4回白子町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月11日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○臨時議長の選任	4
○町長挨拶	4
○執行部紹介	6
○議員紹介	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○諸般の報告	10
○副議長の選挙	10
○常任委員会委員の選任	12
○議会運営委員会委員の選任	13
○長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
○一宮聖苑組合議会議員の選挙	14
○千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	18

○議案第7号～議案第11号の一括上程、説明	26
○報告第1号の上程、説明	34
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○休会の件	36
○散会の宣告	36

第 2 号 (12月13日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○事務局職員出席者	40
○開議の宣告	41
○同意第1号の上程、説明、採決	41
○議案第7号～議案第11号の質疑、討論、採決	42
○一般質問	54
宗 島 理 仁 君	54
大多和 正 夫 君	58
大多和 正 之 君	72
酒 井 良 信 君	81
大多和 秀 一 君	89
市 川 隆 子 君	101
○3 常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件及び議会運営委員会の閉会中の継続 審査申し出の件	117
○閉会の宣告	118
○署名議員	119

令和5年第4回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年12月11日(月) 午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 諸般の報告
- 追加日程第 5 副議長の選挙
- 追加日程第 6 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 8 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 追加日程第 9 一宮聖苑組合議会議員の選挙
- 追加日程第10 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第11 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について)
- 追加日程第12 議案第 1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第13 議案第 2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第14 議案第 3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第15 議案第 4号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第16 議案第 5号 白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第17 議案第 6号 白子町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

- 追加日程第18 議案第 7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について
- 追加日程第19 ~~発議案第1号~~ ~~白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につい~~
て 削除
- 追加日程第20 発議案第~~2~~¹号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 追加日程第21 議案第 8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について
- 追加日程第22 議案第 9号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出
補正予算について
- 追加日程第23 議案第10号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正
予算について
- 追加日程第24 議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算
について
- 追加日程第25 報告第 1号 白子町国民保護計画の変更の報告について
- 追加日程第26 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第26まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	大塚 貴 充 君	2番	前 田 充 浩 君
3番	秋 葉 広 行 君	4番	高 山 隆 一 君
5番	長 島 誠 一 君	6番	今 井 滋 則 君
7番	大多和 正 夫 君	8番	梅 澤 哲 夫 君
9番	宗 島 理 仁 君	10番	酒 井 良 信 君
11番	今 関 勝 巳 君	12番	大多和 正 之 君
13番	大多和 秀 一 君	14番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 井 和 芳 君 教 育 長 御 園 正 二 君

総務課長	今 関 道 雄 君	企画財政課長	大 矢 務 君
税務課長	北 田 和 弘 君	建設課長	齊 藤 雄 君
産業課長	齊 藤 貴 人 君	商工観光課長	田 邊 健 治 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環境課長	三 橋 政 明 君
住民課長	御 園 友加里 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会計管理者	増 井 角 栄 君	教育課長	吉 田 晴 一 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学校給食センター所長	田 邊 治 幸 君

事務局職員出席者

議会議務局長	高 橋 庸 行	書 記	三 橋 富 子
書 記	鈴 木 貴 文	書 記	上 代 智 也
書 記	畠 山 優 也	書 記	林 昌 弘
書 記	篠 崎 勇 祐		

◎臨時議長の選任

○事務局長（高橋庸行君） 改めまして、おはようございます。議会事務局長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の令和5年第4回白子町議会定例会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

この規定に従いまして、年長議員であります長島誠一議員に臨時議長をお願いしたいと思います。

長島誠一議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（長島誠一君） 皆さん、ご当選おめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました長島誠一です。

地方自治法第107条の規定に従い、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（長島誠一君） 初めに、石井町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、任期満了に伴う一般選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を戦い抜き、当選の榮に浴されましたこと、心からお祝い、お喜びを申し上げます。

我が国は、人口減少社会という、これまで経験したことのない激動の時代を迎えております。地方自治体の運営、経営にも一段と厳しさが増してきており、本町でもまちづくりの課題が山積しております。今後とも積極果敢に課題解決に取り組んでまいりますので、町政運営に対し、ご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず行政報告をさせていただきます。

皆さんもご存じだと思いますが、今年は千葉県が明治6年に誕生してから150年の節目の年であり、千葉県では本年6月から来年6月までの間、県内各地で様々な記念事業を実施しているところでございます。

去る4月24日、県の記念事業の総合プロデューサーであります、著名な音楽家であります小林武史さんが、千葉県知事特別秘書を伴って役場に来庁し、旧大多和医院の本家住宅を会場とした記念事業の開催が提案されました。

この提案を受けて、町としましては、事業実施の可否について検討、協議を行った結果、千葉県及び小林総合プロデューサー側のご支援をいただきつつ、記念事業を実施することといたしました。

旧大多和医院の本家住宅は、関係者の間ではシラコノイエと呼ばれており、現在の所有者であるライフスタイリストの大田由香梨さんが、著名な建築家である隈 研吾さんの協力、監修の下、改修工事を行い、小林武史さんが主催する関係団体を含め、既に様々な活動の拠点として活用されております。

本町で開催するイベントの詳細は、今後県のホームページに告知されますが、概要としまして、隈 研吾さんご本人が登場するオープニング記念会見、パリコレなどで活躍されている、著名なファッションデザイナーである高橋悠介さんの参加などが企画されております。

現在の計画では、来年5月末頃の開催を目標としつつ、小林総合プロデューサーを中心とした関係団体及び千葉県と緊密な連携を図りながら、準備に遺漏のないように進めてまいりたいと考えております。

次に、今から2か月ほど前になりますが、岡山県の奈義町を訪問し、現在行われている子供・子育て支援施策の内容について、奈義町の奥町長をはじめ、関係職員の説明を受け、様々な意見交換を行ってまいりました。

その後、現地の子育て支援施設も見学させていただきましたが、その中で、子ども第三の居場所と呼ばれる施設について大変興味を持ちました。この子ども第三の居場所については、P&G財団が財政的な支援、いわゆる補助金を地方自治体に交付し、それを原資として地方自治体が、直営あるいは委託の形態により子ども第三の居場所を運営していくものであり、施設建設費も対象になっているようであります。

県内でも既に横芝光町がこの事業に取り組んでおり、11月10日に町役場及び施設の訪問をさせていただき、佐藤町長をはじめ、関係職員及び運営しているNPO職員の説明を受け、意見交換を行いました。

本町においても、この学校でもない、家庭でもない、塾でもない、子供たちが安心して過ごすことができる居場所である子ども第三の居場所は、ぜひとも必要な施設であると考えておりますので、令和6年度の事業採択、施設建設に向けて、P&G財団をはじめとした関係

者と検討、協議を進めてまいります。

最後になりますが、今回の初議会におきまして、条例の改正案、補正予算案などについて上程させていただいております。議員各位におかれましては、よくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

以上でございます。

○臨時議長（長島誠一君） どうもありがとうございました。

◎執行部紹介

○臨時議長（長島誠一君） 次に、本日出席の執行部の紹介をお願いいたします。

◎議員紹介

○臨時議長（長島誠一君） 次に、初対面の議員もおりますので、1番議員より順次自己紹介を自席でお願いいたします。

なお、私の順番は飛ばしてください。よろしく申し上げます。

開会 午前10時16分

◎開会の宣告

○臨時議長（長島誠一君） これから令和5年第4回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（長島誠一君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりです。

◎仮議席の指定

○臨時議長（長島誠一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席の指定については、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（長島誠一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番大塚貴充君、2番前田充浩君、3番秋葉広行君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます。

投票は氏名のみ単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(発言する者なし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わりにします。

それでは、開票を行います。

1番大塚貴充君、2番前田充浩君、3番秋葉広行君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

有効投票数14票。

無効投票数ゼロ票です。

有効投票数のうち、8番梅澤哲夫君 12票。

14番市川隆子君 1票。

9番宗島理仁君 1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、梅澤哲夫君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました梅澤哲夫君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。当選されました梅澤哲夫君をご紹介します。

議長当選の挨拶をお願いいたします。

○議長(梅澤哲夫君) ただいま議員各位の推挙を賜り、第38代白子町議会議長に就任することができました。その職責の大きさ、重さに身の引き締まる思いであります。

私自身、一議会人として、いまだ研さん中の身ではありますが、ふるさと白子町のさらなる発展、地域住民の福祉向上のため、議会基本条例の趣旨にのっとり議会改革を継続し、誠心誠意全力で本職を務めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、あわせてまして町執行部並びに職員の方々により一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まとまりませんが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（長島誠一君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力のほど、ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の追加議事日程はお手許に配布したとおりです。

◎議席の指定

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番大塚貴充君、2番前田充浩君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月11日から12月13日までの3日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月11日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

念のため申し上げます。

投票は氏名のみ単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

有効投票数14票。

無効投票数ゼロ票。

有効投票数のうち、7番大多和正夫君 12票。

14番市川隆子君 1票。

9番宗島理仁君 1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、大多和正夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま当選されました大多和正夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました大多和正夫君をご紹介します。

副議長当選の挨拶をお願いします。

○副議長(大多和正夫君) ただいま議員各位のご推挙をいただき、副議長に当選させていただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

副議長という大役ではございますが、梅澤議長を支えながら、議会基本条例の趣旨にのっとり、白子町発展のため精いっぱい努力してまいります。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(梅澤哲夫君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時22分

○議長(梅澤哲夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の選任

○議長(梅澤哲夫君) 追加日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員会委員に1番大塚貴充君、3番秋葉広行君、5番長島誠一君、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君、10番酒井良信君、11番今関勝巳君、13番大多和秀一君。

厚生文教常任委員会委員に、1番大塚貴充君、2番前田充浩君、3番秋葉広行君、4番高山隆一君、7番大多和正夫君、9番宗島理仁君、12番大多和正之君、14番市川隆子君。

産業建設常任委員会委員に、2番前田充浩君、4番高山隆一君、5番長島誠一君、6番今井滋則君、8番梅澤哲夫、11番今関勝巳君、13番大多和秀一君、14番市川隆子君をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第6条第4項の規定により、6番今井滋則君、9番宗島理仁君、10番酒井良信君、11番今関勝巳君、12番大多和正之君、13番大多和秀一君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任されました。

13番大多和秀一君、何かありますか。

○13番（大多和秀一君） 手は挙げていないんですけれども、確認で、3常任委員会をそれぞれやりますけれども、委員長になると兼務はできないというふうな規定に確かなっているはずですので、ただ委員長、副委員長の互選がされていないので、その時点で変更というふうになることが考えられますけれども、それでよろしいですかね。委員長、副委員長の互選があった後に、そういうことが起きれば兼務ができないというふうになりますので、その時点での訂正ということでご理解していいですか。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま大多和秀一さんから質問がありました。これについてご異議ありますか。

(そのとおりですと呼ぶ声あり)

そのとおりでよろしく申し上げます。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員に、10番酒井良信君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した酒井良信君を長生郡市広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、10番酒井良信君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました10番酒井良信君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎一宮聖苑組合議会議員の選挙

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第9、一宮聖苑組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

一宮聖苑組合議会議員に、14番市川隆子君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した14番市川隆子君を一宮聖苑組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、14番市川隆子君が一宮聖苑組合議会議員に当選されました。

ただいま一宮聖苑組合議会議員に当選されました14番市川隆子君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(梅澤哲夫君) 追加日程第10、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選でいくことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、7番大多和正夫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した7番大多和正夫君を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、7番大多和正夫君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました7番大多和正夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 5 2 分

○議長(梅澤哲夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（梅澤哲夫君） 休憩中に3常任委員会及び議会運営委員会の会議が開催され、正副委員長の互選が行われました。その結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会につきましては、委員長、大多和秀一君、副委員長、長島誠一君が選任されました。厚生文教常任委員会につきましては、委員長、大多和正之君、副委員長、大塚貴充君が選任されました。産業建設常任委員会につきましては、委員長、今井滋則君、副委員長、前田充浩君が選任されました。議会運営委員会につきましては、委員長、今関勝巳君、副委員長、大多和正之君が選任されました。

それと、先ほどありました常任委員会で、産業建設常任委員会の大多和秀一さんが酒井良信さんになりましたので、報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第11、承認第1号、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは教育長から内容説明をいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

損害賠償の額の決定及び和解について。

内容でございますが、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したため、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めますのでございます。

概要につきましては、学校だよりに著作権を有するイラストを無断で使用していた事案に関する損害賠償として、当該イラストの使用料相当額を支払い、和解したものでございます。

詳細につきましては、お手許にございます資料のほうをご覧いただければというふうに思っております。ご承認方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対の立場の討論はありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第12、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし追加日程第17、議案第6号 白子町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは総務課長より内容説明をいたします。

議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

こちら総務課長より内容説明いたします。

議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

こちらは税務課長より内容説明いたします。

次に、議案第4号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

こちらは住民課長より内容説明をいたします。

次に、議案第5号 白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

こちらは企画財政課長より内容説明いたします。

次に、議案第6号 白子町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

こちら企画財政課長より内容説明いたします。

以上、議案第1号ないし議案第6号の提案説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号までの内容説明について、総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び千葉県の給与改定に準じ、一般職の職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものです。

改正概要は、第1条関係では行政職給料表の改定で、主に初任給及び若年層に重点を置き、引上げ改定率は、1級の職員で4.3%、7級の職員で0.3%となります。また、令和5年12月期の期末手当を1.20月から1.25月に、勤勉手当を1.00月から1.05月に改正するものでございます。この改正により、年間の支給月数が4.40月から4.50月となります。

また、第2条関係では、次年度以降の6月期、12月期の期末手当を1.225月、勤勉手当を1.025月に改正し、年間支給月数を4.50月数とするものです。

また、第3条、第4条関係では、特定任期付職員の給与月額のうち期末手当の支給月数を改正するものです。

第5条、第6条関係では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

この条例は、第1条、3条、5条については公布の日より施行し、第2条、4条、6条については令和6年4月1日より施行します。

改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の3ページをご覧ください。

国、千葉県及び一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当支給月数の引上げのため、所要の改正を行うものです。

第1条関係では、12月期の支給月数を2.20月から2.30月に引き上げ、第2条関係では、次年度以降の6月期、12月期の支給月数をそれぞれ2.25月とし、年間支給月数を4.40月から4.50月に改正するものでございます。

この条例は、第1条は公布の日より施行し、第2条は令和6年4月1日より施行します。

なお、改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

議案第1号、第2号につきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第3号の内容説明について、税務課長、北田和弘君。

○税務課長（北田和弘君） 議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の3ページ目をお願いいたします。

今回の改正内容についてですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法

律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日に公布され、その中に、国民健康保険税の改正部分について令和6年1月1日から施行されるために、それに伴うための改正でございます。

改正の概要でございますが、法令・政令の改正内に、子ども・子育ての支援の拡充の一部からとして子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から改正されるもので、国民健康保険者で出産される方の産前産後の一定期間の国民健康保険税を減額するものであります。

減額の対象及び期間についてですが、国民健康保険被保険者で出産予定または出産した方で、対象期間は、出産被保険者に係る国民健康保険税（所得割額及び均等割額）の出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの間、つまり産前1か月、出産予定月、それから産後2か月間、計4か月間を免除するもので、年間としては12分の4か月分の減額となります。

また、多胎妊娠の場合は、国民健康保険税の出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間を免除するもので、年間としては12分の6か月分の減額となるものでございます。

施行日につきましては、令和6年1月1日からとなります。

なお、資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第4号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第4号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料4ページをお開きください。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、引用規定の文言の挿入、修正等を改正するものです。

なお、この条例の施行期日は公布の日からです。

なお、改正条文につきましては、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第5号ないし議案第6号までの内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは初めに、議案第5号 白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手許に配布してございます提出議案説明資料により説明をさせていただきます。

4ページをご参照ください。

今回の改正の内容につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の概要でありますけれども、戸籍あるいは除籍電子証明書提出用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務の追加、戸籍証明書の広域交付に係る手数料を徴収する事務の追加でございます。

施行期日は令和6年3月1日を予定しております。

なお、お手許に新旧対照表が添付されてございますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、議案第6号 白子町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、同じく提出議案説明資料の4ページをご参照いただきたいと思います。

今回の条例の制定の内容については、企業版ふるさと納税を活用し、地方創生事業の推進を図るため、新たに白子町企業版ふるさと納税基金を設置しようとするものであります。

施行期日については公布の日を予定しております。

以上で、議案第5号及び議案第6号の内容説明を終了いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 本案に反対の立場から討論します。

長く続いたコロナ問題も少し落ち着きつつある中で、人の動きや経済も上向いてきたと言われています。

しかし、現状では、ガソリンの高騰、食料品等の相次ぐ値上げにより、町民の生活は苦しんでいます。こうした状況の中で、町民感情や町民の暮らしを考えれば、特別職の給与改定はすべきではないと考え、本案には反対いたします。

○議長(梅澤哲夫君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対の立場で討論ありますか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対の立場で討論ありますか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

反対の立場で討論はありますか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町企業版ふるさと納税基金条例の制定について、質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) それでは、確認の意味でご質問いたしますけれども、これまでのふるさと納税の基金の活用については、給付関係にというようなことが主に置かれていたはずなんですけれども、今回、この企業版のふるさと納税というのは地方創生事業の推進とありますけれども、具体的にはどういうものを指しますか、この活用について。

○議長(梅澤哲夫君) 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長(大矢 務君) ただいまのご質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税制度につきましては、これは地域再生計画というものに記載されている地方創生事業に使われるという決まりがございまして、本町の場合、この地域再生計画に規定されているものは全部で4つございます。1つ目は住んでみるなら白子町ということに関する事業、2つ目は元気で働くなら白子町、3点目は結婚子育てするなら白子町、4点目は未来をつくるなら白子町ということで、こういった4事業。この下には、かなりいろいろ具体的な事業ということはあるんですけれども、そういったものに充当できるということになっております。

なお、この企業版ふるさと納税の事業者、いわゆる寄附をしていただける企業については、今私が申し上げた内容のもうちょっと細かいものをホームページ等で公表し、企業者の募集を行っているところでございます。

以上です。

○議長(梅澤哲夫君) 13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) 4つのというふうなお話は分かりましたけれども、これ住んでみたい白子町とか、元気で働くなら白子町というふうにありますけれども、具体的に今年度行っている事業推進の中で当てはまるものというのは、例えばどういうものがありますか。

○議長(梅澤哲夫君) 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 当てはまるものといえますか、先ほど言いましたように、4つの大きな方針の中で細かいものはいろいろありますので、逆に言うと、既に企業版ふるさと納税を頂いておるものがございます。それは、ふるさと納税をする企業側が、こういう目的でということを出してくるんですけれども、現在出ているものが2つございます。そのうちの一つは観光の目玉づくり事業に使ってくださいということ、それからもう一つは、新規就農者の確保に使ってくださいということで、2点ほど頂いておるところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑はございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論に入ります。

反対の立場で討論はありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

休憩に入ります。

再開は2時40分です。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 3時30分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号～議案第11号の一括上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

（議長と呼ぶ声あり）

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） 先ほど開催しました議会運営委員会で協議の結果、追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について及び追加日程第21、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし追加日程第24、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでは、より詳細な検討を必要とするとの判断となりました。

つきましては、追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について及び追加日程第21、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし、追加日程第24、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでは、本日は説明を聞く程度にとどめていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま議会運営委員長から、追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について及び追加日程第21、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし追加日程第24、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでは、本日は説明を聞く程度にとどめていただきたいという提案がありました。

お諮りいたします。

追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について及び追加日程第21、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし追加日程第24、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまで、本日は説明を聞くにとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

追加日程第18、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について及び追加日程第21、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算についてないし追加日程第24、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補

正予算についてまで、本日は説明を聞くにとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることと決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

次に、議案第8号 令和5年白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,897万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,023万4,000円とする。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

次に、議案第9号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,085万5,000円とする。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは住民課長から内容説明をいたします。

次に、議案第10号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,676万3,000円とする。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長から内容説明をいたします。

次に、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算は、ガス事業所長から内容を説明いたします。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、議案第7号及び議案第8号の内容説明を求めます。

企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） それでは、内容説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について説明させていただきます。

お手許にございます提出議案説明資料の5ページをお願いいたします。

変更の内容につきましては、令和5年6月8日に議決された契約について、契約金額の変更の承認を求めるものです。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、変更前1億406万円、変更後1億1,003万1,900円、597万1,900円の増額変更となります。

工事の内容、庁舎照明LED改修工事、庁舎屋上防水改修工事。

契約の相手方、千葉県長生郡白子町荊金706番地3、株式会社安川、代表取締役、安川桂太。

続きまして、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について、内容説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,897万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億9,023万4,000円とし、併せて繰越明許費の補正を行うものです。

初めに、繰越明許費について説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、千葉県誕生150周年記念事業600万円、休養施設等跡地利用事業2億70万1,000円。3款民生費、1項社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業1億3,047万1,000円。7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁整備事業1,091万円までの4事業、合計3億4,808万2,000円については、年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

次に、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。なお、先ほど可決・成立しました給与条例等の改正に伴う人件費の増減についての説明は省略させていただきます。

まず、11ページをお開きください。

2款総務費、1項2目の文書広報費は、広報しらこ発行業務委託料327万4,000円を追加し、併せて印刷製本費及び新聞折込手数料239万5,000円を減ずるものです。

5目の財産管理費は、12ページのIP電話等導入業務委託料786万5,000円を追加し、併せ

て同額の庁舎電話機入替工事費を減ずるものです。

6目の企画費は、千葉県誕生150周年記念事業負担金600万円、ふるさと納税報償700万円、通信運搬費446万5,000円、支援業務委託料662万7,000円、13ページの解体工事費5,000万円を追加するものです。

8目の防災行政無線費は、子局撤去工事費445万9,000円を追加するものです。

15ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、ローマ字表記等に係るシステム改修業務委託料448万8,000円を追加するものです。

18ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、19ページの事務員派遣委託料165万円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金1億2,600万円を追加するものです。

20ページをお願いします。

5目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金140万1,000円を追加するものです。

21ページをお願いします。

1項2目児童福祉施設費は、保育所備品購入費119万5,000円を追加するものです。

28ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項5目農地費は、農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金152万6,000円を追加するものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項1目の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,777万8,000円及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金448万8,000円を追加するものです。

16款県支出金、2項3目の農林水産業費県補助金は、千葉県農業水利施設省エネルギー化推進対策支援事業補助金152万6,000円、7目総務費県補助金は、千葉県誕生150周年記念事業補助金300万円を追加するものです。

18款寄附金、1項2目のふるさとしらこ応援寄附金は、ふるさとしらこ応援寄附金2,000万円、3目教育費寄附金は、小学校費等寄附金91万3,000円を追加するものです。

19款繰入金、1項3目の公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金繰入金5,000万円を追加するものです。

9ページをお願いいたします。

20款繰越金、1項1目の繰越金は8,143万円を追加し、財源不足を賄うものでございます。以上が歳入の主なものでございます。

なお、41ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。議案第7号、議案第8号を併せましてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第9号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第9号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、内容説明をいたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ85万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,085万5,000円とするものです。

歳出よりご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万6,000円の減額補正です。人事院勧告に基づく一般職等の職員の給与改定分は増額ですが、共済負担金については、職員の人事異動に伴う精算で減額となりました。

8ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費132万円の増額補正は、議案第3号でご承認いただきました産前産後免除制度に伴う賦課システム改修業務委託料です。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金85万4,000円を増額補正は、職員給与費等の繰入金の増額分でございます。

なお、9ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第9号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第10号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第10号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、ご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万1,000円を追加し、総額を14億1,676万3,000円とするものでございます。

歳出よりご説明申し上げます。恐れ入りますが、7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費140万1,000円の追加補正です。職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う追加分でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金140万1,000円の追加補正でございます。職員及び会計年度任用職員の給与改定によるものです。

以上、令和5年度介護保険事業特別会計第2回補正予算の説明といたします。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。それではご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第11号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出から、収入より第1款ガス事業収益からは、補正額77万4,000円の増額により3億779万1,000円とするもので、個々の内容につきましては、後ほど実施計画にてご説明をさせていただきます。

次に、支出になりますが、第1款ガス事業費用、補正額22万8,000円の増額により3億394万3,000円とするものです。

次に、第3条では資本的収入及び支出において、資本的支出のみ予定額を補正するもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費から、給与改定に伴い、15万7,000円の増額により8,764万3,000円とし、資本的支出の総額を1億648万円とするものです。

また、補正後の資本的収支不足額8,647万9,000円が生じますが、補填財源を過年度分損益勘定留保資金より369万1,000円、当年度分損益勘定留保資金より7,629万3,000円、建設改良積立金より32万1,000円、当年度分消費税資本的収支調整額より617万4,000円に、補填財源の内訳を改めるものです。

次に、第4条では、給与改定に伴い、職員給与費を39万4,000円増額し、4,431万3,000円

に改めるものです。

続きまして、2ページの実施計画をお開き願います。

収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上は1,601万8,000円を減額し、2億4,465万2,000円とするものです。1目ガス売上より、激変緩和対策事業が2024年5月使用分まで延長されることに伴い、予定販売量に税込み支援単価15円を乗じて算出した1,601万8,000円を減額するものです。

次に、2項営業雑収益では、189万2,000円を増額し926万8,000円とするもので、1目受注工事収益より、新增設工事の受注件数増加に伴う増額を予定するものです。

続いて、3項営業外収益では、1,488万円を増額した5,384万8,000円とするもので、2目補助金収入より、激変緩和対策事業の期間延長に伴い、2024年3月までの国庫補助金収入を1,456万2,000円増額し、3目長期前受金戻入より、令和4年度に工事負担金により取得した資産の減価償却相当額を加算し、31万8,000円の増額を予定するものです。

続いて、4項特別利益では、2万円を増額し2万3,000円とするもので、2目過年度損益修正益からは、令和4年度に過剰に繰り入れた賞与引当金2万円を戻し入れるものです。

次に支出でございますが、2項供給販売費は、418万8,000円を減額し1億3,922万1,000円とするもので、1目給料から4目法定福利費及び26目労務費控除項目は給与改定に伴う増額となり、また、令和4年度の繰越事業に伴い、23目減価償却費では544万円の減額を、24目固定資産除却費では110万円の増額を予定するものです。

続いて、3項一般管理費は、5万7,000円を増額し2,696万3,000円とするもので、全て給与改定に伴うものになります。

4項営業雑費用では、181万9,000円を増額し891万3,000円とするもので、内管新增設工事の増加及び労務費振替に伴うものです。

5項営業外費用では、99万6,000円増額し1,073万1,000円とするもので、2目消費税及び地方消費税の納税予定額を減額し、3目雑支出より、激変緩和対策事業の延長に伴い、消費税の計算上、特定収入割合が5%を超えるため、国庫補助金収入に対応した控除対象外消費税が生じ、その見合い分112万円を予定するものです。

6項特別損失では、154万4,000円を増額し154万7,000円とするもので、激変緩和対策事業により、補助金計算方法及び取扱い方法の変更に伴い、令和4年度の国庫補助金収入において、過剰に収入された5,000円に加え、消費税修正申告額である153万9,000円によるものです。

次に、3ページの資本的収入及び支出になります。

支出におきまして、1項建設改良費、1目導管より、給与改定に伴い生ずる労務費振替額15万7,000円を予定し、8,764万3,000円とするものです。

ほかに、6ページ、7ページにガス事業の経営状況を表す予定損益計算書、八、九ページに財政状況を表す予定貸借対照表、11ページに資金の流れを表す予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページに給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第25、報告第1号 白子町国民保護計画の変更の報告について、報告を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 報告第1号 白子町国民保護計画の変更の報告について。

白子町国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により報告する。

令和5年12月11日提出、白子町長、石井和芳。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定による報告です。

○議長（梅澤哲夫君） 順序が入れ替わりましたが、追加日程第19、発議案第1号 白子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については削除します。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 改めて、追加日程第20、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

令和5年12月11日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、この条例は、現在の条例第5条第2項に規定する期末手当の支給率を、現行の年間4.4月分から0.1月分引上げを行い、年間4.5月分にしようとするものがあります。国においては法改正により、千葉県においては条例の改正により、同様の引上げが行われますので、本町におきましても、国及び県の動向を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 本案に反対の立場から討論します。

長引くコロナ禍で、仕事等の面で影響を受けている町民もいます。とどまるところを知ら

ない物価高騰で、農家は肥料や燃料費、また町民もガソリン代、食料品などの値上げにより、生活が大変になっています。

こうした町民の暮らしが続く中での報酬改定はすべきではないと考え、本案には反対します。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに討論ありますか。

（発言する者なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第26、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日12月12日を議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、12月12日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月13日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 4時09分

令和5年第4回白子町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年12月13日(水)午前10時開議

- 日程第 1 同意第 1 号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 7 号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について
- 日程第 3 議案第 8 号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について
- 日程第 4 議案第 9 号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第 5 議案第10号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について
- 日程第 6 議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 3 常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 大塚 貴 充 君 | 2 番 | 前 田 充 浩 君 |
| 3 番 | 秋 葉 広 行 君 | 4 番 | 高 山 隆 一 君 |
| 5 番 | 長 島 誠 一 君 | 6 番 | 今 井 滋 則 君 |
| 7 番 | 大多和 正 夫 君 | 8 番 | 梅 澤 哲 夫 君 |
| 9 番 | 宗 島 理 仁 君 | 10 番 | 酒 井 良 信 君 |
| 11 番 | 今 関 勝 巳 君 | 12 番 | 大多和 正 之 君 |
| 13 番 | 大多和 秀 一 君 | 14 番 | 市 川 隆 子 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齊藤雄君
産業課長	齊藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	片岡秀樹君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	増井角栄君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書記	三橋富子
書記	三橋諒也	書記	芦原潤
書記	中古珠輝也	書記	林昌弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより本日の会議を開きます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年12月17日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、大多和秀一。住所、生年月日、経歴は資料のとおりでございます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、13番大多和秀一君の退席を求めます。

（大多和秀一君退席）

お諮りします。

同意第1号 白子町監査委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

13番大多和秀一君の入場をお願いいたします。

(大多和秀一君入場)

◎議案第7号～議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 日程第2、議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更についてないし日程第6、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

ここで進め方について確認します。

既に提案理由の説明等は終了しておりますので、本日は、本定例会初日に決定しましたとおり、質疑、討論、採決をしたいと思います。

質疑の方法については、質疑者及び答弁者また傍聴者にも分かりやすいよう、一問一答を原則とします。質疑の回数については、それぞれ3回以内とします。

それでは、議案ごとに順次進めます。

議案第7号 白子町役場庁舎照明LED改修工事請負契約の変更について質疑を行います。
10番酒井良信君。

○10番(酒井良信君) 前回入札でやったと思うんですけども、何事も入札の金額より相当補正が離れているもので、一応我々も調べてみましたが、その点で、3つ目の金額が妥当かどうかよく教えていただきたいと思います。

○議長(梅澤哲夫君) 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長(大矢 務君) お答えいたします。

見積りの金額といいますよりも、こちらについては、当初設計委託をしております設計会社が、出来形に応じて増額の設計をしたということでございまして、もともと当初から行っていた業者と同じ設計会社の設計ということになりますので、特に見積りということではご

ざいませぬ。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） そういう追加仕様の件に関しましてはいろいろこれから先も、追加はいろいろ前からあったと思うんですけれども、その点に関しまして、なるべくそういうことが起きないようにということで設計会社も変えたと思うんですけれども、その点について、どうこれからそういう差額が出ないようにやっていくかお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

設計変更については、これは工事をやってみないと分からないという部分も実際ございます。今回、多く金額が上昇した原因というのが、実際のところ平成18年に当時の執行部で庁舎のアスベストの検査というものをやっております。その際、完了実績報告を見ますと、アスベストはないということで報告を受けておったんですけれども、今回発注した後に、事業者の側でこの検査を実際のところやりました。その結果、天井の内装材からレベル3ということで、直ちに飛散するおそれはないんですけれども、衝撃、振動、こういったものを加えた場合、飛散するおそれがあるということになりましたので、このアスベストについては特別法の定めがあって、そのまま放置することはできませんので、そういったことによって行われたということになります。

それから、特に橋梁の工事であったり、なかなか地面から目視で見られないものの工事を行う場合は、設計変更等はどうしても伴いますので、町が直接設計するもの、それから設計の業務委託するもの、どちらも精査してやっておりますけれども、どうしても若干のそういう差異は出てくるケースがございますので、なるべく少なくするのは当然でございますけれども、こういうケースもあるということをご認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 分かりました。これからも入札制度でやることですから、なるべく追加工事のないように、設計会社のほうにもきちっと言っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ありませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、契約書の内容について再度確認させていただきますけれども、今回のように不測の事態が発生したときに協議をするという約款が載せられているのかということがまず一つです。この内容についてです。

それから、今の説明ですとアスベスト関係というふうな話がありましたけれども、ほかにも附帯工事として天井の工事でありますとか、電気工事が記載されていますけれども、これらについての説明もお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、この建設工事については、建設工事請負契約約款に、当然変更の規定もありますけれども、それプラス工事の施工管理の業務も行っております。施工管理の中で、我々建築についてはなかなか分からないところがございますので、専門的見地から業者の人にチェックをしていただいております。そういったところからも、不測の事態の場合、指導・支援をいただくということになっておりますので、それらが根拠になっております。

それから、今回597万円余りの追加ということになりますけれども、議員がご指摘のとおりで、全部がアスベストではございません。これ以外に、今回たまたま工事期間中に雨が多かったですものですから、もともとの設計ですと天井の水平方向の防水というのは計上してあったんですけれども、垂直方向、エレベーターの塔屋というのが屋上にあるんですけれども、そのところから実際漏水しているというのが目視で確認できたということがありましたので、その分を防水工事としては一部追加、それから、機械・電気類については、実際の施工数量の増減に伴っての変更ということで、合計いたしまして、諸経費を乗せ、消費税を乗せた上での変更金額で597万1,900円というようなことになります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、こういうような大きな工事をやる場合には、当然設計業者が施工の管理も担当するというような形、系統施工というふうな形になるというふうに思いますけれども、それでまずはよろしいですか。こういう大きな工事は全て系統施工関係で進めていくのかという一つの考え方。

それから、施工の中での数の変更というのは、これは当初から計算されてあったものではないかというふうに思うんですけれども、当初とこの数が違う理由というのは、要は工事によって変更が起きたのであれば分かりますけれども、当初の設計の中での数というのは、そ

んなに変化が起きるものではないんじゃないかなというふうに考えますけれども、これについての考え方についてお伺いします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、施工・設計業者と管理業者の関係性についてですけれども、一般的に施工業者に管理を行ってそのままお願いするというケースが本町の場合が多いです。これはほかでも多いケースなんですけれども、結局施工業務に携わったものが最も管理能力が高いであろうということから、そういうことを採用しておるところでございます。

それから数量については、実際目視で、図面等で見えていくんですけれども、実際器具が変わったりします。そうすると、つるための金具の数であったり位置であったり、それに伴う配線の長さが変わったりとか、それから今回天井もそっくり入れ替えるというようなこともございましたので、細かいところでの数量の変更が出たというようなことございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 先ほど議長から一問一答とあったんですけれども、私は2点質問がありまして、両方とも企画費でありますので、一括でさせてもらいたいと思ひます。

1点目として、12ページの千葉県誕生150周年記念事業について、11日の定例会初日で、町長からの行政報告で概要説明はありましたが、この記念事業の詳細、分かる範囲でいいですので、どのような内容なのかももう少し詳しく教えてもらえればと思います。

また、県から600万円のうち半分300万円の補助金が入っていますが、これはどのような方々が関わっていくのか。木更津市のクルックフィールズのような百年後芸術祭みたいに、そういう団体が関わるのか。どういう団体とか、誰が関わっているのか、それに対して町はどういうふうに携わっていくのか。そして、この記念事業の開催期間はどれくらいなのか伺えればと思います。

もう一点は、13ページの休養施設と跡地利用の5,000万円について、これは当初予算1億2,000万組んでいたんですけども、また補正で5,000万組む理由を教えてください。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の150周年記念事業について申し上げます。

県と町との間で実行委員会というものをまず設置をして、それに基づいて運営するということになっておりまして、委員長については町長、実行委員については役場の管理職、それから総合プロデューサーの小林武史さん、それから熊谷知事、こちらについては、名誉職でございますけれども、相談役というような位置づけをお願いすることになっております。

実際に実行委員の中には、会場になりますシラコノイエの所有者であります、先日町長も行政報告で申し上げましたけれども、ライフスタイリストの大田さんという方、こちらに関わっていただくことになっております。この大田さん自体が、総合プロデューサーの小林さんの県全体でやっている事業のチームということになっておりますので、そういったところで協力を仰ぎたいと考えております。

それから、関わる団体についてですけれども、今クルックフィールズということでお名前出ましたけれども、まさにクルックフィールズさんも絡んでいただく予定になっております。それから、小林さんの関係団体、そういったところが複数協力をいただくことになっております。

それから、開催期間については4月の後半、ゴールデンウィークの前半程度を目途に考えておりまして、先般も申し上げましたけれども、隈研吾さんがお見えになりますので、その

日程に合わせた形でスタートし、恐らく1週間から10日程度の現地での展示というようなことになろうかと思えます。

実際の展示については、ファッションデザイナーの高橋さん、それから、そのほかにも私はお名前を聞いておるんですが、今すぐに名前が出てこない、申し訳ございません、分からないんですけれども、何人かのデザイナーの方とか、そういった方にご協力をいただくというような予定になっております。

補助金300万円については、県のほうでは9月の県議会において債務負担行為を起こしておりまして、もう2年間かけてやるというような準備ができておりますので、本町ではこの予算の中でも入れてありますけれども、4月にどうしてもかかってしまいますので、4月に繰り越して執行したいと、このように考えております。

それから、13ページの解体工事費の増額については、これは6月1日に契約をしたところでございますけれども、現下の様々な物価上昇に伴いまして、まず人件費の増、それから工事に使われるであろう燃料費その他の増額が見込まれる。資材価格の高騰に伴いまして、機械類、資材類の損料、こういったものも上昇が見込まれるということで、成果品が11月末に出てまいりましたけれども、当初予定していた金額を大幅に超過しているというような状況でございますので、今回5,000万円の追加を予算計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、150周年の記念事業なんですけれども、名前だけ聞いているとすごく世界的に著名な方、日本における世界的な著名な方が携わっていますので、その中で会場となる場所というのは一般的な民家だと思うんですよ。そうすると、大勢の来場者はのみ込めないのかなと。どういうふうに、来場者のチケットとかそういうのを読み込むのか。それと、こういう機会ですので、プレスリリースは必ずやっぱり重点して、日本に、そして世界に発信できるような体制はできているのか。それに合わせて、やっぱり町の予算も入っていますので、広く町民に知れ渡るような努力もしなければいけないと思うんですけれども、その辺はどうやってやるのが1点。

もう一点、解体工事費は、大幅な値上げとか人件費とかという話は、もうこのような状況からするとやむを得ないのかと思うんですけれども、結構5,000万という金額は少なからず

大きい金額ですので、まず検討委員会が立ち上がる前までのこの期間は、やはり丁寧に説明をしてほしいという要望も含めて、今後このようなことがないように丁寧にこちらの議会のほうにも説明してほしいということを、要望を含めて再質問を2つお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず最初の芸術祭に関しましてですけれども、ご指摘のとおりでありまして、実は建築家の隈研吾さんがおいでになるということで、もう既に業界の中では大きい話題になっているということは伺っております。既に県内の著名な建築家などが大分訪れていたり、著名人も来たりというようなことであるようでして、今ご指摘のように、ソーシャルメディア等を活用した海外発信、こういったところは総合プロデューサーの側で、あるいは県のホームページなんかでもそうですけれども、そういうところを使って外には大きく発信していくということを考えております。

それから、開催期間のうち、オープンの日数を何日かつくる予定をしております、この部分を使って町民の皆さんに開放をしたいということは考えております。ただ、会場のシラコノイエがもともと古民家、普通の家なので、キャパシティの問題、それから展示されるべきものがどういったものになるか分からないですけれども、セキュリティの問題等もございまして、時間で入替え制とかいろいろ考えているんですけれども、恐らく1万人が見ることは多分難しいんじゃないかなというふうには考えております。

県が既に先行している内房総5市のクルックフィールドズで行われたものなどは、事前チケット予約制ということで、有料でやっておるケースがあります。ですので、そういったところも我々としては参考に考えていきたいと思っております。

それから、先日、月曜日の議会で企業版ふるさと納税の基金の条例も制定をしていただいたところでございますけれども、この事業について、例えば企業版のふるさと納税、そういった支援が入られるのかどうか、そういったところも今県などに確認しております。企業から協力いただくと資金的にも余裕ができてきますので、そういった工夫は取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、白子荘の解体工事費については、これはご指摘のとおり、以前、振興審議会というところで今後の在り方について検討しておりました。しばらくその振興審議会が止まっておったんですけれども、止まっていた原因は、本町が検討していた跡地利用について国のほうからクレームがついていまして、なかなか先に進んでいないというのがあります。そう

いったところもあって、協議会での審議が少し止まっておるんですけども、いずれにしても、白子荘自体は壊してしまうというのは、白子荘の特別会計あるいは条例があったときから決まっているということですので、その壊す方向については進めさせていただきたいと、このように思っています。

ただ、全体のこの後の流れなどについては、国・県との協議が調いましたら、また振興審議会の方でご報告できると思うんですけども、なかなか時間がかかっているというようなことで、情報提供が遅れているのは事実だと思います。その辺については、振興審議会の委員に議会から議員さんにも入っていただくことになっておりますので、そこを通じて説明をしていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ありませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 同じように、宗島議員さんのご質問の中の休養施設の跡地利用についてですけども、これについては既にご承知のとおりプロポーザル方式で、プレゼンテーションを経てJTBに移行されたものでありまして、その結果この提案書が示されて、町の振興審議会での移行を進めていくというふうになっています。

そうした中で、この5,000万の改定工事費の増額という部分ですけども、この財源、予測をすると、公共施設の整備基金を繰り入れるのかなというふうな気もしていますけれども、こうした中で、1億2,000万が1億7,000万強になるというふうな形で、これを明許繰越していきますけれども、なぜ今年やれなかったんだろうというのが、まず第1点疑問であります。

それから、明許繰越をしていく中で、この財源措置等々をもう一回確認させていただきま

す。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、JTBさんとの契約の話が出ましたけれども、そちらについては令和4年度に終了いたしましたので、その基本構想に基づきまして、本町ではスポーツ施設それからRVパーク、こういったものを白子荘を解体した後に整備し、アクア健康センターについてはリノベーションの上、リユースという方向性を出したところでございます。

先ほど宗島議員の質問のときに申し上げたとおり、この本町のプランニングを県を通じて国に出しておったんですけども、なかなか、あれは駄目だとかいろいろございまして、今

なかなか進んでいないということでございます。

白子荘の解体については、事前から解体する方向だということであったんですけども、これは先ほど言いましたように、6月1日に設計業務を開始して11月30日に終了いたしました。この後、一般競争入札で解体工事事業者を決めていきますけれども、年度内の完了はほとんど不可能ということがあらかじめ分かりますので、繰越明許費に入れさせていただくということでございます。

あわせて、この解体工事費だけではなくて、同じく繰越明許費に入れさせていただくのは、当初予算の44ページに記載がありますけれども、解体工事の管理業務委託料、それからアクア健康センターの躯体調査委託料、それからアクア健康センターの改修のための基本設計委託料、あわせて、補正予算書5ページでありますけれども、この2億70万1,000円を繰越しさせていただくと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 失礼いたしました。財源については、解体工事費については公共施設等整備基金の繰入金を使わせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、今お話を聞いた中で理解いたしましたけれども、アクアセンター等の躯体調査とか、それから基本の設計委託はまだ終わっていないというふうなことでよろしいんですね。これも含めて次年度へ繰り越すという考え方。これについての基金繰入れをするということではちょっとお伺いしたいんですけども、公共施設整備基金というのは幾らありましたっけ。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） すみません。手許に最新の資料がございませんので、後ほど金額は報告させていただきたいと思います。なお、付け加えますと、整備基金を繰り入れるのは工事費のみです。設計委託料とかそういったところには投じません。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） たしか、公共施設の整備基金については、毎年5,000万を目安に基金を積み上げるというふうに記憶していますけれども、今回の場合にはその1年の基金全

てがここに入るといふような考え方でよろしいのかと、後でもう一回、基金の額を教えてください。ただければというふうにお願いします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

当初、5,000万ずつということで基金の目的ということで始まったんですけれども、たしか昨年度などは1億円ぐらい積んだような記憶もありまして、毎年5,000万円ではない年もあったと思います。今現在、すみません、金額は分からないですけれども、それなりの金額にはなっていると思います。

ですので、もともと今年度積み立てる予定の5,000万円というのは、積立ては積立てで行います。今年令和5年度当初予算であった1億2,000万円プラス、今回補正する5,000万円については、今まで積み上げた基金を繰り入れるといふような考え方になると思いますので、相殺するということではございません。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和5年度白子町ガス事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

7番大多和正夫君。

○7番(大多和正夫君) 確認をしたいんですけども、2ページの特別損失の中で消費税修正申告153万9,000円が計上されていますけれども、どのような状況で発生したのかお教えいただきたいと思います。

○議長(梅澤哲夫君) ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長(緑川栄治君) 大多和議員のご質問にお答えします。

当初、消費税のときに、この補助金のほうが特定収入に関わるというような形で予算計上したところ、国のほうから、これについては特定収入に入らないということで4月に確定をしたところなんですけれども、8月になりましたら、国のほうから、こちらのほうの補助金

は特定収入に該当するという事で消費税の修正申告をし、8月に納めたところであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） じゃ、この辺は、国の指示の確認不足という状況であったということですか。そういうことでよろしいですか。分かりました。

あともう一点、これは7ページの損益計算の中で、年度末、3月末の予測で事業利益が394万ということで、努力は分かります。この中で今年は暖冬という想定がされていますので、所長として、最終的にこの3月末、この事業利益が下振れするのか、上振れするのか、現状でいけそうなのか、今の判断をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 確かに、今の状況であれば暖冬ということで、ガスの消費量が伸び悩んでいるのは事実であります。今年度、3月に議会の承認をいただきまして約20円の値上げ、その収入のほうは7月の使用分から収入が上がったと。補助金事業とかもありますけれども、今年度の予定としましては、こちらの394万9,000円はもう少し上に上がるというふうな形で今私のほうは進めているというか、気持ち的に思っているところであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 内容は分かりました。費用等の削減も努めながら、事業利益の上乗せ確保をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 他に質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

迷惑防止条例の制定について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、旅行需要の回復が鮮明になる中、この年末年始に国内や海外を旅行する人は、感染拡大前のおよそ95%の水準まで回復するという見通しが出ています。

白子町でも多くの観光客やテニスを利用する学生の姿が戻ってきていると感じています。それに合わせて、白子町でも民泊や貸別荘などを利用する人が増え、一部の利用者で朝方までバーベキューをし、さらに音楽を流して騒いでいるために、近隣住民とのトラブルになっているケースが多々あります。

民泊の騒音は、近隣住民とのトラブルや苦情の発端となりやすい問題です。これは、民泊施設が通常住宅地域に存在し、中里地区のホテルなどと比較して利用者と住民との距離が非常に近いことが要因と言えます。騒音源としては、夜遅くまでのパーティーや高い声、足音、設備の使用音などがあります。宿泊者は、非日常的な環境でリラックスをし楽しむため、声を大きくしたりしがちです。実際に白子町にある民泊の紹介サイトを見ても、非日常空間で、海も近く開放的であると宣伝しています。

近年、モラルの低下や相互扶助意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで、行政の関与が求められることが増加しています。

このような状況を踏まえ、町独自で迷惑防止条例を制定する必要があります。制定するこ

とで、町民一人一人が他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また事例が発生した場合には、関係者が注意を促すためのよりどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、民泊事業者、利用者、そして地域の方々の良好な人間関係の形成に寄与すると思います。

一宮町議会では、この12月議会で迷惑防止条例の策定に向けて上程され、昨日の定例会で成立したと聞いています。一宮町さんから頂いた資料では、「何人もその日常生活に伴って発生する騒音、振動又は悪臭、バーベキュー等により周辺的生活環境を損なうことのないように努めなければならない」。そして、「夜間（午後9時から翌日の午前6時まで）においては、近隣の静寂を害する行為をし、又はさせてはならない」と条例で定めるとしています。また、条例の中で、規定に違反した者に対し町長は必要な指導または勧告をすることができるとしています。

まず、町において、民泊や貸別荘等の利用者によるバーベキューや花火等の騒音やごみ問題について、どのように把握、対応されているのか。

次に、現在の白子町の状況を見ても、一宮町と同様に迷惑防止条例の策定に向け取り組むべきだと思いますが、見解を伺います。

明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えします。

本町においても民泊施設があることは認識しており、これに伴う騒音対策の申出もあることが現状でございます。対策としまして、騒音等の申出を受け、民泊施設の所有者に対し注意喚起を行っておりますが、所有者と利用者が違うことから注意喚起が行き届かないところがあることもあります。

一宮町では、昨日ですか、迷惑防止条例が制定されたということでありまして、本町においてもこの条例制定は当然考えております。できれば早い機会に制定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 制定に向けて取り組んでいただけるということで、前向きな答弁ありがとうございます。

再質問としましては、一宮町の迷惑防止条例を見てみますと、騒音以外にもごみの放置や飼い犬のふんの放置、歩行中または自転車の乗車中に喫煙の禁止、法令に基づくもの以外での屋外における廃棄物の焼却行為の禁止が盛り込まれています。白子町では、白子町環境美化推進に関する条例により、飼い犬のふんを適切に処理しなければならないとされていますが、罰則規定はなく、飼い猫が入っていないと。また、騒音に関しても、公害防止条例で、午後11時から午前6時まで騒いではいけないとされていますが、その対象者は民泊等が含まれておらず、曖昧です。

このように、一つ一つ今の白子町を見ても、各条例で定めてあるんですけども、現状に合わないものばかりです。迷惑防止条例策定に当たっては、現在ある町の条例を整理し、町、町民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにすることを目的としたものにすべきかと思いますが、これら問題を含めて策定する予定があるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃられますとおり、現況の白子町公害防止条例、また白子町環境美化推進に関する条例におきましては、一部において改善を命ずることができるとされておりますが、民泊等に関する条文では罰則は設けられていないのが現状でございます。

ご指摘のありました件については、一宮町においても、現状の条例だけでは対応できないことから、新たに迷惑防止条例を制定すると伺っておりまして、先日制定が可決されたという状況でございます。本町におきましても、民泊に適した内容での条例制定の検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひともやっぱり現状を鑑みて、観光振興も大事ですし、観光振興と住環境の整備、この両立というのは、今朝の新聞記事にもありましたけれども、その両立を目指して迷惑防止条例の制定をしてもらえればと思います。

そのためにも、この迷惑防止条例の制定に向けて、中里地区などのホテルの皆さんの足かせにならないように、そして、逆におもてなしの町のよさが出るよう生かしてもらえような迷惑防止条例の制定をお願いしたいと思います。そのためにも、京都市などを参考にしていくべきかと思えます。

京都市では、宿泊の質を高め、観光の質を高めることが量の確保につながり、京都の持続

的な発展と観光立国に貢献するという考え方であり、民泊については、新しい宿泊観光コンテンツと位置づけ、良質な民泊の推進に取り組み、安心・安全と地域との調和を大前提とするというふうとうたっています。

今朝の読売新聞にも、一宮町の迷惑防止条例の制定もあったんですけども、その最後に、この現状は、いすみ市も白子町も増えているというふうにかかれていて、やっぱり問題は一宮町と同様にあるということがもう新聞に出ていますので、この一部の利用者が町のイメージを悪くして白子町に訪れる人が少なくならないよう、迷惑防止条例と、より細やかなルールを定めた規則及びガイドライン等を一体的に運用することで、町民と観光客の安全・安心及び地域住民により培われてきた生活環境の確保に取り組まなければならないかと思います。

事業者と地域住民との間の信頼関係の構築、安全・安心を担保するための適正な運営のために、事業者はチェックイン時に、利用者には騒音を発生させないこと、ごみ捨てのルールを守ること、火の取扱いに気をつけることなどを説明しなければならないとのルールづくりも同時につくっていくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ご質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃられるとおり、観光地の魅力を損なうことのないように、観光関係課等、関係する団体等と協議を行いまして、本町に即したルールを含め検討したいと考えます。以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひともそういう関係者を含めて、よりよい迷惑防止条例をつくってもらえればと思います。

最後に要望して終わります。迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るために、現行の環境美化推進に関する条例や公害防止条例の法律等をいま一度精査し、町独自の迷惑防止条例を盛り込み、規制すべき迷惑行為として一覧性を図るよう要望します。

迷惑防止条例がモラルを向上させ、マナーを守り、快適に過ごすことのできる町をつくり、誰もが美しい町だと誇れるようにすべきです。無法地帯としてルールやモラルがおざなりになれば、観光客がもう一度来たいと思わなくなってしまいます。町外から来た観光客が、白子町は素晴らしいところだったと思い出に持って帰れるようなまち実現のために、観光客と住民が安心と安全を維持していく取組を要望して、一般質問を終了します。

○議長（梅澤哲夫君） ここで休憩いたします。

再開は11時です。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君の一般質問を許します。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 通告に従い質問させていただきます。

まず、1の人口減少抑制対策と子育て支援対策について伺います。

①としまして、我が町の人口は、平成7年の1万3,238人をピークに減少傾向に推移しており、本年10月末の人口は1万644人であります。町の将来人口シミュレーションによると、国勢調査から見た動向では、令和22年には6,351人となり、町の人口ビジョン総合戦略による目標人口は7,547人と見込まれています。また、高齢化についても、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には45.2%になると予想されます。このような状況が想定される中、町の人口減少抑制に向けた最も重要で最優先の施策は何かを伺います。

②としまして、石井町長は広報しらこ12月号にて、岡山県奈義町への視察報告の中で、令和6年度予算の編成に当たり、奈義町の成功事例を参考にしつつ、町独自のニーズに即した新たな子育て支援策を展開していきたいと記載されています。

現在、我が町では唯一のスーパーが撤退し、スーパーがない、また駅がない、国道がないの「3ない」の町となってしまいました。生活環境は決して良好とは言えません。この3ない町を逆手に、子育て支援に対する対策として、住環境面、支援面とも、千葉県一だと言われるような趣旨の対策を進めることが必要だと思われま。

住環境面における子育て支援対策の一環として、津波避難施設の築山を、ふだんは子供たちが自由に遊べる場、子育て中の親同士の交流の場として、公園的要素を導入する考えがあ

るかを伺います。

③として、さきの9月議会で市川議員からも質問のあった学校給食費について伺います。

現在、保護者の給食費負担額は、小学生で1食270円、中学生で315円であり、小学生395人、中学生228人の保護者の年間支出額は、大まかに約3,750万とされます。郡内におきましても、長柄町、長南町は給食費無償化を実施しており、隣の九十九里町では本年12月の補正予算で実施するとのこととあります。本町においても第3子は無償化であり、第1・第2子の保護者負担分の、給食費の50%相当額の支援の考えがあるか伺います。また、無償化に向けた考えがあるかを伺います。

2として、高齢者福祉について伺います。

①として、令和7年には町の高齢化率は45.2%と予想されています。高齢者の心身機能の低下を防ぐためには、高齢者個々の生きがいづくりが大切とされます。どのような取組が行われているかを伺います。

②としまして、コロナ禍も過ぎ、らくらくタクシー2台の使用頻度について伺います。また、スーパー撤退により、使用範囲を町内から近隣市町村への変更を考えているかも伺いたいと思います。

③としまして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域の絆が求められています。地域参加型やボランティアによる地域見守り隊、つながりサポーター的な組織育成の考えがあるのかを伺います。

3として、コンプライアンスについて伺います。

特別職・職員を対象としたコンプライアンスマニュアルが作成されており、我々議員にも今議会で配布されました。緊急時における組織体制はどのようなシステムになっているのかを伺います。

4として、自治会関係についてお伺いいたします。

自治会から、総務、建設、環境部門への要望内容について、過去3年間の件数と対応済み件数を伺います。

②として、要望事項採択の基準があるのか、また部門別未実施件数と内容について伺います。

以上、4項9目について石井町長の考え方を伺います。よろしく願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず1点目、人口減少抑制と子育て支援対策について、町の人口減少抑制に向けての施策についての質問ですが、近年の人口増減は、社会増減による転入・転出、どちらも年間300人前後でおおむね均衡を保っております。一方、自然増減は、年間の出生に対して死亡が大幅に上回っています。今後、出生数がさらに減少し、団塊の世代などの高齢者の死亡数が増加すると年間150人以上減少し、さらに少子高齢化の進展が見込まれています。

このようなことから、人口減少を抑制するためには転入者を増やし、結婚・妊娠・出産につなげるための子育て支援施策や高齢者の健康寿命の延伸など、多世代にわたる総合的な取組が必要であります。その中でも私は、子育て支援策の充実強化が喫緊の課題ではないかと考えております。

行政報告の中でも触れましたが、令和元年に合計特殊出生率2.95を記録している岡山県の奈義町を今年10月に訪問し、現地で実際に取り組んでいる子育て支援の施策や事業を勉強してきました。直ちに全ての奈義町の制度の取組を導入することではありませんが、本町にあっては手法や改善工夫を検討し、若者や子供を産み育てる環境、住む環境、働く環境や子供の教育の環境などを整備し、全体的に底上げしていくことが大切であります。充実強化すべき喫緊の課題だと考えております。

続きまして、人口減少対策、子育て支援対策、その中の子育て支援対策の一環として、津波避難施設の築山の改修ですか、そういうことについて申し上げますと、津波避難施設は、南白亀、白潟地区2か所とも全面開放の状態であります。また、日中は町民の方の散歩のコースになっていると聞いておりまして、ご質問の子育て親子の交流の場として公園的要素の導入ですが、今年度、健康増進事業の一環として、ベンチを3基ずつ設置いたしましたところでございます。

子育て支援対策として、親子の交流の場の提供は必要な施設であると考えています。子供の遊び場としては遊具の設置ということになりますが、現在協議中であります保育所、それから小中学校の統合の関係で廃校等になれば、その園庭や校庭も公園としての利用可能なことになると思われます。今後、総合的なまちづくりに向けたシェアで検討する必要があると考えております。

次に、給食費無償化についてお答え申し上げます。

給食費の補助、無償化についての質問ですが、去る9月定例会において市川議員から同様の質問がありましたが、そのときと考えは変わっておりません。本日会期末に迎える臨時国

会の会期中、全閣僚が出席して行われた衆議院予算委員会の席上、岸田総理大臣自身が野党議員の子育て支援に関する質問に対し、12月末までに必ずこども大綱を策定すると明確に答弁しておりました。

町としても、このこども大綱と同時期に示される予定のこども未来戦略方針の内容を確認し、政府が掲げている具体的方策がどのようなものか見極めた上で、今後の対応を検討していくべきだというふうに考えております。

次に、2の2の1、令和7年に町の高齢化率が45.2%になるという、そういうところのご回答でございますが、高齢者の生きがいつくりの取組については、社会福祉協議会が中心になって、民生委員やボランティアの協力の下、夢サロンやフレンドサロンを実施し、高齢者の方が同世代や異世代の方と触れ合う機会をつくり、高齢者が地域の中で生きがいのある自分らしい暮らしを送ることができるように支援しています。

また、介護の予防事業として、健康体操教室、機能訓練教室等様々な事業を実施しておりますが、教室等で出会った方々との間に新たな親交が生まれるなど、参加者の多くの方が事業への参加を楽しみにしております。心身機能の低下を防止する介護予防だけにとどまらず、参加者の生きがいともなっております。

それから次に、高齢者福祉についてでございます。

らくらくタクシーの件でございますが、令和5年10月末までの状況ですが、登録者数は58名、延べ行先件数は975件であり、延べ利用者数は520人になっております。町が事業主体の無料送迎サービスであり、原則、道路運送法の規制を受けていませんので、運行区域を拡大し車両を増加すればサービスの充実は可能ですが、民間のタクシー及びバス事業者が運行しておりますので、その関係上、このサービスの充実は民間事業者の経営を圧迫することにつながるため、慎重にならざるを得ないところもございます。

なお、町外への移動については、対象者に一定の要件はありますが、タクシー利用料金の一部助成を行っている福祉タクシー事業をご利用いただきたいと思いますと考えております。

次に、高齢者福祉について、その③として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域の絆が求められています。ボランティアによる地域見守り隊、つながりサポーター的な組織育成の考え方があるかどうかということでございます。

現在、高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し、地域組織の構築を進めております。高齢者等を支援する地域組織については、生活支援コーディネーターが各自治会を訪問し先進地の取組を説

明する等、組織の立ち上げを目的に活動しておりますが、組織の立ち上げまでには至っていないのが現状でございます。

また、認知症が大きな問題となっておりますが、地域で認知症の方を見守るため、認知症サポーター養成講座を白子町地域包括支援センターと町内介護事業所で実施し、認知症サポーターを増やす取組を行っております。今後、認知症サポーター、認知症地域支援推進員を中心にチームを組み、認知症の人とその家族を見守り、支援する組織になるよう育成したいと考えております。

次に、コンプライアンスについて、コンプライアンスマニュアルについてですが、平成29年1月に白子町職員コンプライアンスハンドブックを作成しております。このハンドブックには社会規範、いわゆる倫理・道徳規範と法令の遵守の二本立ての構成で、さらには地方公務員法等の根拠法令も明記したマニュアルとなっております。コンプライアンスとは、一般的に法令遵守と訳されますが、単に法令を守ればよいということではなく、社会常識やマナー、組織のルールまで含めて遵守することであると考えております。

組織体制面では、特別に委員会等を設置しているわけではなく、総務課所管の位置づけとなっております。行政におけるコンプライアンスの実施は、地域はもとより住民の要求や期待に応え、信頼関係を構築することになります。つまりは、そういうことで組織全体の底上げにつながっていくと考えております。

次に、自治会関係でございます。

自治会からの過去3年間の要望件数であります。総務課要望総数8件、実施が7件で、全て防犯灯の新設であります。建設課では要望総数188件、実施が157件で、主なものは道路補修であります。環境課では要望件数17件、全件実施で、雑草除去の申出が7件、不法投棄看板の設置が10件でありました。

次に、やはり自治会関係でございます。2の4の2、要望事項の採択基準ということですが、まず当たり前のことですが、要望内容については必ず現地確認をしております。その上で担当課の内規や条例等に沿うとともに、その必要性や緊急性などを総合的に考慮して採択判断をしております。また、未実施件数と内容についてですが、総務課の1件は、防犯灯の新規設置場所が既存の防犯灯との距離が近過ぎるために、内規の基準を満たしていない理由で不採択となっております。

建設課においては未実施件数が31件であり、内容としては道路補修が11件、側溝蓋の設置が7件、排水整備と道路改良がともに4件、県道要望が3件、側溝清掃と買収を要する道路

補修がともに1件あります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） どうもありがとうございました。

まず、人口減少の抑制の関係ですけれども、石井町長おっしゃるとおり、転入・転出についてはほぼ同じような数字で推移しているのは確認をいたしました。やはり死亡率が、通常ですと昔は人口の1%と言われていたんですけれども、今、白子町を見ますと1.5から1.7%ぐらいの死亡率になっています。

ですので、出生率がどうもそこに伴っていかないの、自然減少はあると思うんですけれども、そういう中で、先ほど全体的な総合的な対策の中で格上げをしていきたいという話がありましたけれども、私が考えるには、町長も奈義町を視察した中で、やはり対策を取っていききたいという中では、まず町民の方々に、町のこういう考えだということを理解してもらう。あと、白子町に観光で来たり、要は白子町に来てくれる方々が、白子町は子育て支援に対してそれなりの力を入れているなという、そういうイメージをまずつくる関係もあると思うんですね。

そういう中からいろんな対策もしていくという中で、私が思うには、まず町の基本方針の子育てのスローガンのような標語を作成してはどうかと。そして、そういうものを広報なりホームページなり、また看板等で皆さんに周知をしていく。そういうまずアピールをして、町全体のイメージアップを上げるという考えをお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりだと思います。今子育てに関しては、子育てだけじゃなくて子育ての世代、それから結局高齢者の世代もやはり福祉関係やっていかなきゃいけないんですけれども、特に、この間ある高齢者の方から、高齢者はもういいから、子育てのところをもっと充実しなさいよということを私言われたのが非常に頭の中に残っております。

結局、この中でいろいろ、奈義町の問題もありますけれども、いろいろな子育てをやっていく予定なんです、そのキャッチフレーズとかそういうものも、一応来年度やろうなんていうことで考えているところなんです。といいますのは、来年度になりますと、例えば3歳未満の保育園に行かない子供の子育て補助みたいな形、これ奈義町で1万5,000円でやっていて非常に評判がいいんです。こういうものも来年度の予算では一応考えておるんですね。

それだけじゃなくて、今度P&G財団の関係で、実際問題として子供の第3の居場所の関

係もあるわけです。これは全額P & Gから金が出るものですがけれどもね。これも、引き受けてくれる業者といますか、ところがもうある程度話ができておりますので、その辺もあっていろんなことを全面的にやっっていこうと思っています。

いずれにしても、人口減少が子育てだけで全部完結するとは私は思っておりません。そうではなくて、やはり減少じゃなくて転入者を受け入れるにはある程度、この後、空き家対策とかいろんなものもありますけれども、それ以上に住む場所、箱がないと人は来てくれません。ですから、そういうものも総合的に考えて、それとスーパーの問題もありますし、できるだけ生活する環境をよくしようという、そういうことからやっっていかなきゃいけない。やる項目というのは数十項目あるように私は思っております。それを一つ一つやっつて、その中のメインはやはり子育て支援が一番大きいように思います。

ですから、学校費の関係もいろいろ、給食費の関係も最終的には私自身はやるべきだというふうに思っておるわけなんですけれども、それよりやはり優先事項がどうなるか。これだけの財源の中でどうやっていくかということを基本的に考えていますので、いずれにしても最大限そちらのほうは、子育て支援に関してはやっつていくつもりでおります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） この辺の対策については、町長の考え方は分かりました。

やはり総合的なものが必要だと思っておりますけれども、それ一つ一つのPRというものは大事だと思います。先ほどそういうスローガン等も考えているということですので、ぜひともその辺を、早いうちに計画立てをしていっていただいて、白子町はこういう総合的な子育て、また、移住してくる方についても非常にいろんなメリットがありますよと、そういう流れをひとつおつくり願いたいと思います。これはまた、時間を見ながら見させていただきますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、次の津波避難施設の関係ですけれども、学校の統廃合になりますと、小学校がどういう形になるか分かりませんが、最低でも2校なり、そういうものの施設が遊休化してきます。そういう校庭等の開放も必要だと思います。

また、私が言っているのは、築山の中にベンチがあるのも確認しています。ただ、ああいちう中でもう少し力を入れて、小学校の低学年等ですと結構グラススキーなんかが好きなんですよね。強いて言えば、何でもいいですけども敷いて滑る。ちょうど築山の傾斜はどうにかなるような感じです。そういうところに簡単な遊具、そういうものを置きながら、子育て

世代が集まりやすい環境というものをつくっていったほうが、やはり環境整備という面がいいと思います。

ですので、そういう中では、この辺について、先ほど総合的なまちづくりの中で検討となっておりますけれども、その辺の検討する余地があるのか、確認をさせていただきたいと思っています。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 築山に関しては、やはり遊具とかそういうものも増やしてどんどんやっていくべきだと思います。ただ、白子町の公園機能というのが、私もこの間、尼が台へ行ってよく視察してきたんですけれども、もう全然雲泥の差なんですよね。白子町の公園機能を一番充実しなきゃいけないというのは、やっぱり白子荘の周りも一番人が来る場所なんですよね。だから、ああいうところの遊具を、あれは県の施設で県が全部やっているものなんですよ。ですから、この間も県のほうに行っているいろいろお願いしてきたんですけれども、なかなか県の自然保護課というのは本当に大変なところございまして、これなかなか大変なんですけれども、いずれにしても、ああいうところも含めて、やはり公園機能のある程度充実しないと子育てに関しても絶対駄目だと思いますので、それは遊具とかそういうものもどんどん、取りあえず今ベンチを3個・3個置いたみたいなんですけれども、これも遊歩道といますか、南白亀川の土手をみんな歩いている人がいます。あの辺にも相当な数を置こうと思っていますし、これはこの間新潟県の見附へ行ったら、見附が何百という形でやはりベンチを入れているんですね。それでウォーカブルシティをつくっていこうという形でやっておりますので、それを見習いながら、そういうものは充実していこうと思います。

それから、本当に遊具に関してはまた今後どんどんやっていくつもりであります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 今の町長の答弁で、そういう流れで対応していただく。子育て世代が、ふれあいの場、またそこにおいて半日過ごせるような場、そういうものをやはり目指していただきたい。そういう中でまた、町の計画の中にいろいろ取り入れていただきたいと思っています。この辺は要望を含めて、また経過等も見させていただきたいと思っています。

それでは、③の学校給食の50%補助という中で、支援という中で今町長のほうから、9月にも市川議員からありました。それと考えは一緒だということなんですけれども、国の子育て関係が相当、流れが3兆円規模でなってきますので、あると思うんですけれども、そうい

うものを待たなくても町としてある程度、町長も奈義町を視察した中で取り組んでいくんだと、子育て支援を言っていますので、そういうものをまず国の制度の前に取り組んでいく、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

先ほど町長答弁の中で、岸田総理大臣からこども大綱の発言があったということ、それからこども未来戦略方針ということでお話がありました。月曜日にこども未来戦略会議が開かれまして方針案が出ました。私も全文確認させていただきました。前回と比べて11ページほど増えておりまして、内容も、財源として3兆6,000億円必要だということで記載がされています。

学校給食費については7ページに記載があつて、前回と今回と比較したところ全く記載に変更がありません。ですので、無償化をしているところの調査を、とにかく文部科学省がやってその結果を踏まえて内閣として方針を出すということなんですけれども、この文部科学省の調査というのがなかなか遅々として進んでいないというような状況もございます。

今おっしゃられたように、先行してという考えは実は持っていると言えは持っています。ただ、先ほど町長が申し上げたとおり、奈義町あるいはほかにも優良な取組をしている市町村があるんですけれども、やはりかなり年数をかけて取り組んでいる。そしてまた、一つ一つにかなり予算を投じているというようなことがあります。

奈義町は平成24年に、先ほど大多和正夫議員がおっしゃったようなスローガンを制定し、今のところ13年ぐらいをかけて、やっとそこまで上がってきたというようなことを、奥町長さんがよく申し上げておったんですけれども、そういう意味でいうと、優先順位からすると、学校給食はちょっとまだお待ちいただきたいというのが本音のところでございます。

まず、町長が令和6年度から、子供の保育料の関係の助成というのを先ほど申し上げましたけれども、そういったところについては検討を進めておりますけれども、今の財政状況でいいますと、学校給食費まですぐに踏み込むということはなかなか難しいと、これが実情でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） この件については、ここでやるやらないの話をしてもしようがないんですけれども、先ほど町長が、無償化の考えは持っていますという答弁をいただきました。

こういう中では、予算的にいろいろ詰められるものであれば、やはり協議の中で、今ははっきり言いまして若い世代は、皆さんご存じだと思います、非常に給料が安いと。また特に正社員というか、正規雇用よりも非正規が多い状態では、政府は賃上げを躍起になってやっていますけれども、実際なかなか賃金は物価に届いていません。そういう中で、給料の安い所得の低い若い層が子育てしやすい環境をつくるという中で、やはり金銭面で学校給食の無償なり助成なり、そういうものを今後の中で常に頭に入れながら検討をお願いしたいということで、これはお願いということで、また今後とも確認をしていきたいと思います。

そして、2の高齢者の福祉ですけれども、確かに生きがいくりで、夢サロン、フレンドサロン、体操教室、この辺はどのくらいの高齢者の方が参加しているのでしょうか。お教え願いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、大多和議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、夢サロン、フレンドサロンに参加されている方は、町内で45名の方が参加されております。続きまして、健康体操教室、こちら65歳以上の方対象の教室なんですけれども、こちらは参加者数が375名となっております。

続きまして機能訓練教室ですね。こちらは40歳以上の方が対象なんですけれども、現在146名の方が参加されております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） ありがとうございます。

人口1万の町村で、令和7年には約4,500人が65歳以上の高齢者ということで、今の65歳以上はそれなりに、昔に比べて非常に若いという感じなんですけれども、それでもやはり体は老化しております。

そういう中では、こういう夢サロン、フレンドサロン、体操教室、そういうものも必要だと思いますけれども、また新たな生きがいくりの、もっと町民が参加できるような、そういういろんな活動、そういうものをやはりもう一つまた、課内なり庁内で協議していただいて、もっと何か非常に参加しやすい、そういう生きがいくりのテーマみたいなものをひとつこれは検討いただければと思います。また今後とも確認をしていきたいと思います。要望とします。

あと、らくらくタクシーの延べ状況は分かりました。

また近隣スーパーがなくなりまして、福祉タクシーの利用もあると思うんですけども、そういう中では、強いて言いますと、海岸の方なんかは福祉タクシーで茂原までスーパーに行くと相当の金額がかかる、だからなかなか行けないんだということで言われています。

そういうのを含めて、やはり民間のタクシー関係またバス会社等、そういう関係もあります。そういう民間とも協議しながら、この辺の活動エリアを、逆に近隣のところに行けるような形での協議が可能なのか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

市川議員の通告にある質問と重複いたしますけれども、現在、白子町の公共交通計画策定のための協議会が開かれております。こちらにつきましては令和5年2月に設置されまして、これまでに分科会も含めて4回会議が開かれておるところだと思います。その中で今、おっしゃられたような町の中の公共交通のネットワークづくり、今後制定してから5年間の間で、何をどのようにやっていくかというものを位置づけていくことになるんですけども、らくらくタクシーも当然その中に議論として入ってきます。

この交通協議会の中の大命題といいますか、大きい目的として、まず既存事業者を潰さないということです。廃止になってしまえば、それこそ元も子もなくなってしまいますので、ですから既存事業者、タクシー事業者やバス事業者が運行しておりますので、これらの存続、維持を図りながら、それ以外にどういったものが手当てできるか。そこに対して、例えば町がどの程度の財政的に支援が入るかとか、そういうことを決めていきます。

当然、財政的支援の裏づけとしては、国などからも支援の制度がありますけれども、いずれにしるこの計画をつくって、国土交通省の認定というような手続がありますので、そういった一通りの手続が進んでいった中で、今後やるべきもの、例えば実証実験ですとか、そういうものもメニューの中には入れることが可能ですので、こちらも計画づくりについてはかなり造詣の深い事業者に委託しておりますので、そういった最新の情報などもいただきながら、町に合ったものを、どういったものがあるかということを検討して皆さんにお示ししたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） これについては要望になりますけれども、今後、高齢者が増加する中で、やはり交通の面というものは非常に大事になってきますので、今言われたように、こ

の辺で、民間事業者に圧迫がかからない中でうまく対応ができるという、非常に難しいところもあると思うんですけども、そういうものも含めて、できましたら高齢者の足の確保をお願いしたいということで、これは要望にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

そして、③として、高齢者が住み慣れた地域で、とにかく安心して生活できるような、よく地域見守り隊とか、つながりサポーター的な組織を他県の町村とかでやっています。特に、やはり地域の絆というか、白子でいけば農家組合単位とかそういうような単位で、お互いがお互いを見守るといような形は、ふだんの生活の中でしているんですけども、しているんです。でも、その辺を何か形づくってあげればいいのか。

そういう中で、生活支援コーディネーターさんが動いているということなんですけれども、この辺はやはり町としてももう少しこの辺の声を大きくして、組織づくりに積極的に取り組む考えがあるのかお伺ひしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

町では、高齢者が住み慣れた地で安心して生活していけることを支援するため、現在、地域包括ケアシステムの構築を町社会福祉協議会に委託しておりまして、現在社会福祉協議会で、地域で支え合うためのシステムづくりに向けて、様々な事業を実施検討しております。

特に、各自治会が主体となって地域住民を支え合う支え合いの会、こういった組織を立ち上げてもらうため、毎年、自治会長会議にて組織立ち上げにおける説明、依頼をしまして、また、職員のほうが各自治会に赴き、組織を立ち上げるための詳しい説明やアドバイスを行い、助け合いの会の立ち上げのほうの支援をいたしておるところでございます。

ほとんどの自治会で組織の立ち上げの必要性を感じているようなんですけども、今のところ八斗東自治区を除きまして、組織の立ち上げまでには至っていない状況でございます。八斗東の自治会では、ごみ出しや散歩の付添いなど、地域で高齢者生活を支援する活動が自発的に行われていまして、今後、多くの自治会にも同組織が立ち上がり、地域で地域住民が抱える課題、問題等を解決していける、そういう組織が立ち上がりますよう、町としても今後さらに積極的に関わっていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 取組内容は理解しました。

私が一番これを本当に進めていくとしたら、自治会単位にいろいろな会議、自治会長会議

等でそういう報告をしていってお願いするのはいいと思うんですけども、自治会の大きさのエリアだと、なかなかまとめづらいのかなというのを感じます。

そういう中では、先ほど言いましたけれども、自治会の中にはまた農家組合単位で10軒程度そういうエリアがあります。そういうところの中で話していったほうが、実際にそういうエリアでやっている、動いているんです。何かがあったら買物に行ってきたあげるとか、あそこのお母さん、今日は見ないな、ちょっと顔出してくるか。そういうことをやっているんです。

ですから、そういうところからつくり上げていったほうが、組織的に白子のそういうつくり方は増えていくんじゃないかと思えますので、この辺は私の要望ですけれども、そういうところから切り込んでいく。区長会議で話したからといって、それはなかなか前に出ないと思います。そのもっと中へ入っていく。そういうことを一つ要望したいと思えます。

それから、コンプライアンスの関係ですけれども、コンプライアンスマニュアルは私ども議員にも配布されました。議員は議員として、このコンプライアンスの研修をやるかどうか議運で協議はしますけれども、まず職員については年1回、研修を行っている聞いています。基本的に、特別職の町長、教育長のこういうコンプライアンスの教育というのはどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ただいまの質問ですが、特に一般職、特別職、区別なく参加するような形でやっておりますので、特に特別職専用の研修というのはやっておりません。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） じゃ、一般職と一緒に特別職も入って研修をしているということ、分かりました。失礼いたしました。そこまでは確認していませんでした。

あと、緊急時の体制はまだ組織していないということなんですけれども、逆に、こんなことあっちゃいけませんけれども、大きな不祥事が発生した。そういうときには、変な話ですけども、マスコミ対応とかいろいろ対応が分かれると思うんですけども、その辺のときはどのような対応をするのかお考えを伺いたいと思えます。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 不祥事が発生した場合、まずは総務課で事実確認をした後、本人の処分等も必要になった場合には、必要に応じて懲戒審査会を開くようになっております。

あと、マスコミのほうですが、新聞等への公表につきましては、処分が免職、停職となった場合につきましては、所属職名、非違行為の概要、処分内容等を公表することとしております。氏名につきましては、収賄、横領、告訴された場合等につきましては氏名の公表もいたすと。そういうように、懲戒処分等の基準に関する規程というのがございまして、そこに規定されております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 内容については理解いたしました。

基本的に、コンプライアンスのマニュアルについては、多分、法律の改正等によって変更もあると思いますので、そういうものは適宜やっていただきたいと思いますし、そういう変更があったときには議員にも配布いただければと思います。よろしく願いいたします。

それから、自治会の関係ですけれども、総務関係で8件、そして建設で188件、環境17件ということで、特に建設関係については道路補修が主力だということでございます。それで、未対応の31件には、補修の関係とか側溝の蓋とか、排水の関係とかありますけれども、この辺は非常に金額的には大きな要件が残っているということでしょうか。それとも私道か何かの関係でしょうか。その辺を教えてくださいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

未対応のもの多くは、お話のありましたとおり道路補修とかそういったものになるんですけれども、基本的には、自治会のほうから要望がありましたら、職員、シルバー等で対応できるものについては即時対応、できるだけ早い対応をするように心がけております。

お話のありましたとおり、残っているものが多いというものは、予算が伴うものが多く残っております。基本的には、できるものは当年対応を心がけておりますけれども、予算が伴うものについては、特に緊急なもの以外につきましては、予算要望をいたしまして実施していくと、そういう形になりますので、現在、対応が追いついていないものがあるということ。

それとあと、対応するに当たりまして大きな予算が伴うものについては、単年で対応できないものもございまして、単年で対応できないものについては、完了しておりませんので、一応未実施としてカウントさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 理解しました。特に、やはり自治会からの要望というものは、基本的にその自治会で困窮しているという状況だと思います。そういう中では、数字を見ますと基本的には即やっただいていただいているなと思いますので、この辺も、今後とも対応はお願いしたい。それで、未実施のものについては、特に予算が伴うもので、その辺は年度別にある程度計画をしているということだと思いますので、その辺についてもできるだけ早い対応をお願いしたいと思います。

あと、要望事項の採択については、現地確認と必要性の判断、そういうものを確認いたしましたので、とにかく自治会からの要望については、対応できるものはスピーディーに対応していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、7番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、4点4項目質問させていただきます。

まず、1点目の旧スーパーハヤシ付近の現状と今後について伺います。

先月の議会議員選挙において町民の方々と話す機会があり、令和4年7月17日で撤退したスーパーハヤシ後継店の話題になりました。以前もスーパー撤退について質問を行い、その中の答弁で、白子町の中で一番いい場所でございますので、やはり最終的にはどちらかが出てくるのではないかなと楽観的に私は見ている部分もありますとの答弁をいただきましたが、

旧スーパーハヤシ付近の現状と、今後のスーパー再開の見通しについて伺います。

次に、ごみステーションの設置基準について伺います。

町内のごみステーション設置数、全ごみ36か所、可燃専用243か所、資源専用ゼロ、可燃以外44か所、資源以外ゼロ、不燃・可燃ゼロ、全ステーション数323か所ありますが、ごみステーションの設置基準と運用基準はどのようになっているか伺います。

次に、激甚化している災害対応について伺います。

9月8日の台風接近による大雨では、町内の至る箇所で道路冠水、排水路からのオーバーフローが見受けられました。排水路からの強制排水を行う機場は町内で9か所、長生村にある長生第一排水機場を含めると計10か所あります。現在、南白亀排水機場は、上屋の建設、今後ポンプ設置工事に入ってくると思うが、激甚化している災害に対し現在の排水機場が十分な能力を有しているのか。また、現在、長生村、白子町で進められている湛水防除事業で、長生村では水路幅の大幅な拡幅が進められており、白子町でも中里から南側は長生村に排水しているので、今後の改修計画を伺います。

次に、4点目ですが、制服・学用品のリユースについて伺います。

今年も僅かになり新しい年を迎えますが、新年になると入園・入学の準備が始まると思うが、学用品・制服などのリユースは関係者で探し回っているようです。白子町として、保育園や小中学校の学用品も含めて、制服リユースの仕組みをつくれなにかという保護者からの話題があり、使わなくなったけれども捨てるにはもったいない。制服を引き取ってもらえ、必要なときに探しに行ける拠点があるといいとの意見がありました。

また、町も推奨しているSDGs 17のゴールの中に、貧困をなくそう、質の高い教育をみんなに、つくる責任・つかう責任などの観点も踏まえ、教育委員会、行政、ボランティアとして連携し、白子町独自のリユース事業を行えないか伺います。

以上、4点4項目をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、4点ございましたが、4の1の1、こちらは教育長から答弁してもらおうようにいたします。

まず最初の、旧スーパーハヤシ付近の現状と今後についてですが、以前の質問でもお答えしたとおり、ハヤシの店舗開発役員の方が町と事業者の交渉窓口になり、現在まで後継スー

パーの出店について協議を継続しております。以前、9法人とスーパー出店について交渉しているとの回答をいただきましたが、その後、別の2法人を加え交渉を進めてまいりました。しかしながら、追加した2法人からはよい返事はいただけず、現在もナリタヤさんと出店交渉を行っているのが現状でございます。

去る9月末に本社事務所を訪問し、社長さんを含む役員の方と面談してまいりましたが、やはり企業側の中長期的な出店計画などとの兼ね合いもあり、本町に出店するにはまだ二、三年程度かかりそうな状況であります。今後とも粘り強く交渉、情報交換を続けていきたいと考えております。

次に、ごみステーションの設置基準ということでございますが、ごみ集積所の現状の設置許可基準を簡単に申し上げますと、使用する戸数がおおむね10戸以上であり、また原則として自治会を通して申請を行うものとし、常に良好な環境衛生が保たれることとされております。

ただし、この設置許可基準はあくまでも原則であり、実情においては、設置基準を満たさない場合でも、自治会及び自治会未加入者からの設置申請を受け、状況を加味し、適正な管理を行えることを条件とした上で、申請された設置箇所についての協議を広域組合と行い、広域組合で許可がされた箇所は新たに集積所を設置しております。

ただし、自治会未加入者が新たに設置する集積所においても、代表者が集積所の管理を使用者と適正に行う必要が発生します。仮に、新たな集積所に収集基準を超えたごみが出された場合は、自治会と同様に、その集積所の管理者が責任を持って処理する必要があります。なお、収集車が進入できない等収集困難な場所は、広域組合で認められない場合もあります。

次に、激甚化している災害対策についてのご質問でございます。

激甚化している災害対策についてですが、9月の台風13号の接近に伴う大雨における本町の災害対応として、町内9か所の排水機場に加え応急ポンプを2か所設置し対応しましたが、また、白潟地区の一部は長生村へ流れ一宮川へ排水されることから、長生村との連絡を密に取り排水対策に取り組みましたが、今回線状降水帯が発生し、24時間雨量が324.5ミリという想定を超えた大雨となり、局地的には浸水被害が発生しました。

特に、議員からご指摘の幸治川の排水能力の不足により浸水した地域については、現在、千葉県が実施している県営湛水防除事業（一松地区）において、長生第一排水機場のポンプ2台を改修し排水能力の向上を図る計画でございますので、長生村と連携し早期完成に努め、排水被害の防止を図ってまいりたいと思います。

次に3の4の1、こちらは教育長からの答弁としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、制服・学用品等のリユース事業についてということで、大多和議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

近年、学校制服のリユース活動が全国的にも広がっております。学校制服のリユースの方法といたしましては、卒業などで着なくなった学校制服を、学校やPTAなどが寄附を募り、その学校に入学・在学する生徒に無償あるいは安く譲る方法と、リユース事業者などが買い取って店頭やインターネットで再販売する方法がございます。また、新入学以外に、成長による買い替えや洗い替えなどでも利用する家庭もあるようでございます。

現在、白子町では、白子中学校において、卒業生や途中で転出する生徒から譲り受けた制服を保管しており、一時的に必要とする場合や転入生に貸出しをしておるところでございます。長生郡市内の各学校におきましても、確認をしたところ、白子中学校と同様の対応をしておるといっていただいております。

今後、小学校から中学校へ入学する場合、経費の負担もございますので、あらかじめリユースについて保護者に周知するなどの対応を考えることを視野に入れていくことも検討したいと考えております。

また、学用品につきましてのリユースということで、学校では学用品についてのリユースについては実施をしておりません。教科書は無償で配布されておりますし、また文房具は他人の使用したものを使いたくないという声も伺っております。一方で、千葉県教育委員会では、教育にかかる保護者負担軽減及び環境負荷を考慮した教育活動の推進のため、学用品のリユースを推進する取組、＃ちばリユースクールを実施しております。この取組につきましては、白子町内の小中学校に周知をしているところでございます。

議員ご指摘の制服や学用品のリユースにつきましては、学校の状況や保護者のニーズを把握しながら、学校と今後相談をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、1点目のスーパーハヤシ付近の今後と現状についてですが、町長の答弁ですと、今、スーパーナリタヤさんと交渉中で、二、三年後に、こちらのほうに出店いただけるような見込みになっているとのお話で、そちらは分かりました。

先日の11月25日に県道茂原白子線、白子バイパスの事前説明会が開催されましたが、説明会では、3工区開通見込みは、用地が決まり10年ぐらいかかるとのことでした。今後のまちづくりを進める上で白子バイパスの開通は非常に重要なものであり、事業主体は千葉県ですが、早期開通には地元の白子町の協力が必要不可欠であると思いますので、町の今後の協力体制を伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりで、第3工区が10年かかっていると、あと30年かかる計算になるわけでございます。これは絶対に避けなければいけない。私、就任してから2年半になりますけれども、知事に直接この白子バイパスに関して要請したことは2回ございます。ですから、やはり行政として町として、どんどん向こうに要請していかなきゃいけないというふうに思っております。

ですから、少なくとも第3工区は5年ぐらいのスパンで考えてもらわないと、とてもじゃないですけども終わりませんから、そういうつもりで強力にやっていく予定でございます。その間には、やはり議員の皆さんのご協力、それから県議さんとか、そういう方のご協力も必要だと思いますので、この辺ぜひひとつ、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

それと、今、第4工区でもまだちょっと未買収部分が残っております。こういうものをするためにはやはり、ある面では地元の名士とかそういう方が協力して交渉しないとなかなか難しいと思いますので、この辺も、議員さんあたりも交渉に当たるような形を、そういう仕組みづくりを県とつくっていかねばいけないような感じがしております。

それから、結局町の中心市街地の問題になります。学校も統合したりいろいろして、あそこをやはり中心にしていけないといけないわけございまして、結局、少なくとも白子区間だけ抜けてくれば、例えばスーパーの問題でも相当な集客が可能になるわけございまして、そういうまちづくりの中でも、やはり一丁目一番地は白子バイパスにかかっている部分が相当あるわけございまして、そういう認識をやはり皆さんも一緒に共有していただければ、こちらもそのつもりでやっていきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、白子町も、白子バイパス早期開通に向け強力な体制をしいていただきたいと思ひます。また要望になりますが、住み慣れた白子町で安心して暮らし続けられる環境の早急な整備と、地域産業振興などの地域経済の好循環をもたらす利便性

の高い道路の一日も早くの開通をお願いいたします。

それでは、次のごみステーションの設置と運用について伺います。

町内の方で、近くのごみステーションに持ち込めない方の話を耳にします。その方々は、自分のごみに加え、近所で拾い上げたごみを捨てるにも広域の処理場に持ち込んでいるのが現状で、行政サービスを利用できずにいます。ごみステーション、特に全ごみの管理は自治会に任せていると思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条において、一般廃棄物の収集は市町村が行うと義務づけられ、また住民にも協力義務があることから、今後の対応、方法についての考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ごみを集めていただく方がいらっしゃるということで、そのごみについてですが、まずは、確かに法律上、収集の義務が町に発生していることは認識しております。ですので、現状で申し上げますと、そういったごみが発生した場合、環境課のほうに相談していただければ、うちのほうから収集に伺うこともしております。それが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 白子町は、全ごみの設置数が他の市町村と比べ非常に少なく、誰でも出せるごみステーションが必要だと思います。役場、ふれあいセンター、その他の公共施設にごみステーションを設置していただきたいと思いますが、まず町長の考えを伺います。

そして、確認いたしますが、町内のどのごみステーションに捨ててもよいのか、この辺も併せて担当課に伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） ご質問にお答えいたします。

町内で、ごみをどこに出してもよろしいかというご質問でございますが、これにつきましては、自治会に加入していなくても、各戸配布のごみと資源の分け方・出し方（ごみのカレンダー）、それを守り、広域組合の許可した集積所であれば、出すことはどこでも可能でございます。

また、状況を加味いたしまして、適正な管理が行えることを条件とした上で、広域組合と協議を行い、許可が下りましたら集積所の設置をしております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） どこでも捨てられるというか、町の中に大きな収集ステーションをつくれということですね。これは検討すればいいと思うんですけども、例えば役場庁舎内にそういうものをつくると、やはりごみが散乱する可能性もありますので、そういうものをちょっと検討しながら、それはいい意見だと思いますので、それは検討の課題だというふうに思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、ぜひとも、誰でもどこでも捨てられるごみステーションの設置をお願いいたします。

それと要望になりますが、環境課のホームページを見てもごみステーションの位置図は出ていないので、今後、位置図の掲載をお願いいたします。

以上でこの質問を終わりにいたしまして、次の激甚化している災害対応について質問いたします。

現在の激甚化している災害は、線状降水帯、暴風雨などありますが、4年前の千葉県を襲った台風で倒木により白子町でも数日にわたり停電しましたが、町内の排水機場はほとんどが電気により稼働しています。今後に予想される災害対応として、排水機場に予備電源を設置する考えがあるか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町内の排水機場のポンプについてはほとんどがモーターですので、長期停電となった場合には確かに稼働できなくなります。その対策としましては、まずは、白子町建設業災害対策協会と災害時における協定を結んでおりますので、その対応として、まず仮設ポンプを設置していただく。それからさらに、関東農政局において災害応急用のポンプの貸出しを行っておりますので、緊急時について協議していきたいと思っております。

この対応に加えて、東京電力とも災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結しておりますので、これについては電源車の派遣の依頼をして、これが先に来ればポンプが稼働できるようになります。

しかしながら、根本的に解決するには、議員ご指摘のとおり自家発電が必要になりますけれども、これについてはその機場のスペース、あるいはなかなか費用等もかかることから、これは総合的に考えて検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、激甚化している災害対応について質問いたします。

停電時に非常用の発電機などの調達は可能だと思うが、自然災害や各種トラブルなどによる停電に加え、計画停電によるリスクは年々高くなっています。停電発生時のバックアップなど災害レジリエンス強化に向け、切替え設備の導入を町独自で行う考えがあるか。

また、千葉県でも21市町で内水氾濫シミュレーションを行っています。白子町も今後内水氾濫シミュレーションを行い、津波、洪水に続き、内水氾濫ハザードマップを作成する考えがあるか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長、齊藤貴人君。

○産業課長（齊藤貴人君） 町独自の電源の確保になりますと、まず南白亀第一排水機場においてはケーブルを購入しております。ただし、それに接続するためのジェネレーターがどれくらい必要なのか、どれくらいの規模が必要なのか、どれだけの費用がかかるのかというところも必要になりますし、それから、機場側の配電盤、これの改修も必要になるということで、大変申し訳ありませんけれども、簡単に改修できるものではございませんが、今後前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） ハザードマップの関係でございますが、今年度たまたま津波と洪水のハザードマップを更新中でございますので、申し添えます。

（内水面の確認と呼ぶ声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 内水面の確認は……

（シミュレーションと呼ぶ声あり）

シミュレーションについて、総務課長。

○総務課長（今関道雄君） ですので、内水氾濫シミュレーション、21の市町村はちょっとうちのほうで確認できてございませんので、後ほど、もし議員のほうでお分かりでしたら、逆にその21市町村を教えてください、うちのほうで内容を精査してみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは要望になりますが、防災・減災対策として、長生第一排水機場の一日も早くの完成を、また、町9か所の排水機場の速やかな整備を要望いたします。

続きまして学用品のリユース事業ですが、先ほど教育長が答弁してくれましたが、私が聞いたのは町独自の今後のリユース事業を行うかということで、その答弁が抜けているので、まずその辺からお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 今のところ、白子中学校のほうでやるということで、今現在は町でのリユース等については検討はしていないところでございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 千葉県教育委員会でも、千葉県とジモティと連携して学用品などのリユースを進めているので、ぜひ町も学校に任せないで、行政と、例えばボランティアを含めてリユース事業を行っていただけるかどうか、その辺をもう一度聞きたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） こちらのほうは他の市町村とも関わってまいりますので、特にやはり業者ですとか、そういう扱っていただけるところも、今後また考えていかななくてはならないということもございますので、こちらについてはちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） だから教育長、私が言っているのは、他の市町村はいいんですよ。白子町独自とさっきから言っているんですから、その辺をよく考えてくださいよ。また、業者とかじゃなくて。

だから、行政と、例えばボランティアとさっきから言っているんですよ。ボランティアと学校等、そういうところと連携してできないかと、それを聞きたいんですよ。その他の市町村がどうのこうのはいいんですよ。他の市町村は他の市町村でやってもらえばいいんですよ。あくまでも私は白子町の子供たちのことを思って聞いているわけですよ。そういうお話が父兄からあったから聞いているんですよ。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 白子町は1町1中ということでございまして、特に複数の中学校があれば、一括して制服等の管理等をしていただくところを見つけるわけですけども、今現在学校のほうでそういうことは管理等もできておりますので、今現在は、中学校と教育委員会のほうで相談をしながら、リユースということで検討していければというふうに思ってお

ります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） じゃ、大分質問もしましたので、また改めて教育長、これは個人的に、またいろんな方法がないか相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもって質問を終わりにいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 酒 井 良 信 君

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、10番酒井良信君の一般質問を許します。

10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） それでは、移住・定住施策について質問させていただきます。

とてもすばらしくよくできている白子町第5次総合計画後期基本計画では、基本政策6に、町民とともに作る協働のまちづくりと、そして、その中の6の2で移住・定住を促進することとしています。

人口減少が続き、若年層についても流出する傾向にあることから、移住・定住施策の推進による人口の確保が課題となっております。以前から議会の一般質問で、移住・定住施策について話題となってきましたが、なかなか難しい課題だと思います。いすみ市などのほかの積極的な市町村と比較すると、白子町では実態としてあまり促進されていないような感じがします。そこで、移住・定住策について4点伺います。

1点目、空き家の利活用について、現状と今後の見通しを施策としてどう考えているかを伺います。10年ほど前に空き家調査を実施し、その実態把握に努めてまいりましたが、現在ではどのような状態になっているか、実態を把握されていますか。なお、特定空家は利活用が不可能だと思いますので、移住・定住につながる空き家の利活用の面から答弁をお願いいたします。

2点目に、お試し住宅の利活用について、現状と今後の見通しを施策としてどう考えているかを伺います。令和4年9月の議会定例会の北田議員の一般質問で、コロナ禍によりお試

し住宅の利活用は受付を中止していると答弁されました。新型コロナウイルス感染症が5類感染症として取り扱われるようになり、以前ほど厳格に行動制限や隔離政策などの必要がなくなっただと思いますが、お試し住宅の利活用の現状を伺います。

3点目、町有地（南白亀保育所跡地）の利活用について、現在と今後の見通しを施策としてどう考えているかを伺います。平成23年度、旧中里町営住宅跡地に5区画、平成24年度、浜宿地区に1区画、平成29年度、白子中学校南側に6区画、令和2年度、旧関保育園跡地に5区画を整備し、タリに全区画、分譲、住宅建築、利用者の生活も始まっているようです。移住・定住の転出抑制を図ったとしても、すばらしい事業で成果も出ている事業だと思いますので、今後とも積極的な事業促進を図るべきだと考えます。つきましては、地籍調査を終了し、測量図も隣地境界も明確になった旧南白亀保育所跡地の利活用について、どのように考えているのか伺います。

4点目、受入れ体制の整備について、現状と今後の見通しを施策としてどう考えているかを伺います。

先日千葉市で、千葉県町村議会議長会が主催する研修会がありました。その中で千葉県の熊谷知事の講演があり、千葉県では千葉移住支援センターや千葉県移住・二地域居住連絡会議を設置し、積極的に移住・定住を促進するという話がありました。

白子町を見てみますと、移住・定住施策を進めているとはいえ、言葉では言いますが、移住検討者等が役場に来たときにどこに行けばいいか全く分かりません。会計課の中に総合窓口もできているようですが、そこで相談を受けられるのかも分かりません。また、せっかく地域おこし協力隊として白子町に移住してきていただいた優秀な職員がいるにもかかわらず、彼らへの支援活動の様子もなかなか目に見えない。彼らを先輩と考えた場合の受入れ体制整備があるようにも見えません。

そこで、白子町として移住・定住に関する受入れ体制をどのようにしているのか伺います。

以上4点、明確かつ簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 酒井議員のご質問にお答えします。

空き家の利活用についての質問ですが、空き家バンクによって移住・定住の促進を図るよう取り組んでいるところですが、現在、物件の登録数は3件になっております。依然として物件の掘り起こしに苦慮しているところでございます。

この状況を改善するため、民間事業者と連携協定を締結し、本年4月に発送した固定資産税納税通知書に事業の案内文を同封したところ多くの問合せがあり、事業者のサービスに物件が登録されるようになりました。今後とも、従来の空き家バンクだけでなく民間事業者との連携など、工夫をしながら空き家の利活用に取り組んでまいります。

次に、お試し住宅の利活用についてというお話でございますが、お試し住宅は地方創生交付金により整備したところですが、運用開始後、新型コロナウイルス感染症が流行し、また近隣住民から都会の利用者への貸出しに対しての苦情なども寄せられ、休止を余儀なくされました。

コロナの収束の状況を見ながら再開を検討しておりましたが、住宅及び内外施設設備の消毒やクリーニングの徹底が求められ、また、不特定の利用者に対し感染予防措置の徹底や、検査キットを利用した体調管理の徹底を求めることは極めて困難であり、継続することは難しいのではないかと判断しました。

移住・定住に資するための施設として、国費も投入して整備した関係上、他の市町村の事例などを参考にしながら利用方法を検討協議した結果、地域おこし協力隊の住宅として利用することといたしました。地域おこし協力隊が利用することで近隣住民への不安感もなく、管理面、費用面の困難さが生じないような制度の見直し、改善を行いました。その結果、地域おこし協力隊の住宅問題が解決され、新たな地域おこし協力隊員の採用につながり、現在家族4人で居住していただいているところであります。

次に、町有地の利活用についてというご質問でございます。

当該敷地面積は1,043.76平米であり、そのうち85平米について現在近隣の住民に貸付けを行っています。また、敷地内には防火水槽が設置されておりますが、本年度中に撤去工事が完了する見込みとなっております。以前、他の議員からも質問があったと記憶しておりますが、今後の利活用については、若者定住用の住宅用地として整備、利用したいと考えており、令和6年度当初予算で、住宅用地として利用するための設計費を計上できればと考えております。

次に、4の1の④移住・定住受入れ体制の整備についてのご質問にお答えします。

移住・定住関連の業務は企画財政課が担当課となっており、移住相談全般、空き家バンク、移住・定住支援サイト「SHIRAKO Life Style」の管理などを取り扱っております。移住・定住に関する相談の内容は多岐にわたりますので、各課と連携を図りながら対応しているところであり、いわゆる横串をしっかりと通せるように1階の窓口各課でも工夫をしており、極

力移動させないような対応を心がけております。

今後の課題としては、以前からの移住者と安心して交流し、必要な助言・支援を受けることができる公的な交流機能、交流場所を構築・整備し、移住を検討している方、移住直後の方が必要な支援、様々な情報に気軽にアクセスできる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 答弁ありがとうございます。

今、空き家は3件ですか。この質問の中で、我々議員もいろんなところから状況を聞かれるわけです。こういう物件があるかとかいろいろあるわけですがけれども、件数が非常に少ないということは我々も残念に思うんです。

実態を把握するためには、再度調査が必要なのではないかと思うんですけれども、この辺で経費が必要となりますけれども、一番肝腎な不動産業者との連携を図り、計画的に実施できるのではないかと私は思うんですけれども、その点について、町長、どう思いますか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の不動産屋さんとの協定については、既に複数の業者と協定は以前から結んでいます。それらの皆さんのご協力をいただきながら、紹介業務などは行っております。

現在、12月1日の登録件数で3件ですというようなお話をさせていただきましたけれども、実は長生郡市内みんな1桁でありまして、みんな似たりよったりの状況となっております。本町においては今まで40件の登録があったんですけれども、現時点では2件ということになっております。残り38件については、うまくマッチングがいったあるいは取り下げしてしまった、いずれも含まれております。

今後もそういう課題があるということは認識しておりまして、本町では昨年度、先ほど町長が言いました、ホームページとかそういったものの改善に取り組んだところでありまして、この後、建設課において空き家の調査、こういったところでも取り組む予定をしております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 再々質問でございますけれども、石井町長になってからは各種企業と包括連携協定を締結することが増えましたよね。それで広報にもよく載っています。そ

の中で不動産業界の団体とも包括連携協定を締結することで、空き家調査利活用につながるんじゃないかと思えますけれども、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

個々の不動産業者と、この空き家についての協定を結んでいます。ですから、包括連携ということの全体での協定は結んでおりません。

今回、建設課で予算化して空き家条例を制定し、この後、空き家の調査などを行っていくんですけれども、その中に一般社団法人の不動産協会というような団体も入っておりますので、こういったところと、そういった協定を結ぶことが可能かどうか。会長さんが九十九里の、こちらの地域の代表の方が協議会に入っていていただいておりますので、そういった検討などは協議できると思っておりますので、今後進めてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 分かりました。

それでは、2番目のお試し住宅の状況なんですけれども、施設管理が不十分で貸出しできなかった状態なのか、近隣からの理解は難しいのか。改修工事をしたようだが、現状は。今後の見通しはさっきお話しいただいて分かったんですけれども、その点で、特定の個人が専用的に利用することは施策として問題ないのか。地方創生推進交付金の補助金を活用して、施設整備したと思われるが、法的に問題ないのか。国に確認したのか。移住体験事業として実施したものを個人専用にしてしまっているものであるか。

それで、お試し住宅は中止、廃止ということですが、その補助金の問題を使って個人的に、個人的と言ったらおかしいですけれども、その辺の兼ね合いはどうなっていますかね。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

ご指摘のとおり国費を投入したものでございますので、制度を変える前段で確認はしております。これについては問題ないというようなことでございます。その上で、今回、以前の状況を確認したところ、令和元年から2年で13件のお試し住宅の利用実績があったということは確認済みでございます。利用者等名簿等がございますけれども、そういったものを確認したところ、町内に移住・定住された方はゼロということでございます。

それから、地域おこし協力隊の住宅で使っておりますけれども、ずっとここにいるという

ことではなくて、地域おこし協力隊は任期の期間がありますので、それが終わったら出ていただいて、今度は新しい地域おこし協力隊が入っていただくというようなことになっております。最大で3年程度を検討しておるんですけども、地域おこし協力隊員の事業が順調にいった、自分たちで外で住めるというような状況になれば、早い段階での退出というようなこともあり得ると、このように考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 法的とか問題ないということで、多分問題ないからやったと思うんですけども、その点に関して我々、先ほども言いましたけれども、いろんな人が、あそこはどうなっているとか、改修しているようだけれどもどうなったとか、そういう話がいろいろ耳に入ってきて、どうなっているんですかねというのが普通の現状なんです。それに対して我々議員は何も答えられないわけですよ。

その辺について、私の常に口癖で、最近議会を無視しているんじゃないかという言葉をもたまたま吐きますけれども、全部何もかも教えろとは言いませんけれども、ある程度のことはやっぱり教えてくださったほうがよろしいんじゃないですかね。それでないとちょっとまずい状態になりますので。

先ほど、近隣の方がいろいろとかいう話がありましたよね。多分、今まで来た中には、サーフィンをやるために半年とか何か使ってあそこで遊ぼうよとか、そういう考えの人がほとんどだったと思うんですよ。真剣に移住・定住を考えた人たちは、多分、私もその人たちと会っていますけれども、そういう考えはほとんど持っていなかったですね。

だから、その点も考えて、協力隊のためにやるとかそういうのも結構でございますけれども、その辺はもう少し我々にも理解できるようにお知らせいただければ幸いです。

続きまして、町有地の利活用なんですけれども、令和4年9月9日に、我々の同僚でありました、今は勇退されましたけれども北田議員の一般質問の答弁で、防火水槽の撤去を進めていると言ったが進んでいないと言っていましたけれども、一般貸出しで一部を駐車場として貸しているが、その整備も進んでいない。今後の見通しをちょっとお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

現在、契約相手方については、当該土地の利用についての内容を、契約について交渉を進めています。令和6年度、先ほど町長の答弁で設計費を計上できればというような回答をい

たしましたけれども、令和6年度中に契約満了を迎えられるというような見込みもございますので、その後、こちらの計画を伝えた上で、ここに若者定住用の住宅用地、そういったもので整備できればと考えておるところでございます。

なお、先ほど町長の答弁で、面積が1,043というようなことで申し上げましたけれども、実際は2つ筆がありまして、合わせますと1,270平方メートルになりますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 防火水槽につきましてですが、広域事業で今年度中に撤去される予定でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） あの場所はあまり広くないんですね。分譲としても3つか4つぐらいですから、それより2階建てのアパート型にすればもっと軒数も増えると思うんですけども、そういう考えはいかがですか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

議員のご指摘もとてもだと思えます。私どもも、実は民間企業の側からPFIとかそういった、向こうが資金を提供して借地権を設定してというような提案も、もしかしたらただけるのではないかということで、そういった方向を検討してみたいとは考えております。

実際のところ、名前はちょっと伏せさせていただきますけれども、かなり全国的な会社なども、そういった町有地があればぜひ利活用の協力をさせてくれということで、打診があるという事実もございますので、まさにおっしゃったようなものも検討しなきゃいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 分かりました。

続きまして、4番の受入れ体制の整備、県組織との連帯とか町のPRに関してお伺いいたします。

今は、企画課が窓口ですかね。町外に対してのPR、今後の見通し、千葉県では千葉移住

支援センター、千葉県移住・二地域居住連絡協議会を設置し、積極的に移住・定住を促進していると思います。こちらと連携してはいかがでしょうか。町の窓口も整備を強化していただければいいと思います。こちらをお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

今ご指摘の県の組織、これは最近つくられたということで我々も把握をしております。

今、本町ではプロジェクトマネジャーというものを2名採用いたしまして、そういった事業に取り組んでおるんですけども、そのプロジェクトマネジャーからそういう情報を仕入れていただいて、県の協議会にはそういった町、行政が参加することは可能だということろはつかんでおりますので、今後そういうところには入って情報を得ていきたいと、そのように考えております。

それから1回目の質問で、議員が地域おこし協力隊のお話を若干したと思いますけれども、地域おこし協力隊も移住者としてはもちろんそうなんですけれども、もっと以前から、15年前、20年前から転入している、さらにその移住者の先輩なんですけれども、そういった方からも町長に対して、そういったネットワークをつくってくれという声は実は多くあります。

ですので、この辺はそういった方、またそうやって申入れをしてきてくれている方の中には、自分たちというか、自主的にいろんなことをやっていらっしゃる方もいます。ですから、そういう方たちを中心にして、こちらでまたプロジェクトマネジャー、こういったものを採用しておりますから、そういったところとの連携というんですか、そういうものを図りながら進めていければというふうに考えております。

いずれにしても、町のどこかに将来的には、施設的なスペースがないという問題も少しあるんですけども、そういった窓口をつくるのが可能であれば、そういうところも検討していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 10番酒井良信君。

○10番（酒井良信君） 大体話は分かりました。質問はこれで終わりにいたします。それで、全体の要望をちょっといたします。

町長のお子様は成人していますよね。ご活躍しているものと思いますけれども、ちなみにお子さんは今どちらにお住まいですか。答えなくていいですからね。もし町外にお住まいでしたら、なぜ町外にお住まいになっているか話をされたことがありますか。

令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間とした第2期白子町総合計画では、一度学業や就職のために町を離れた町民が帰ってきたくなる町を目指すことにしています。これは非常に重要な問題でありまして、白子町で生まれ育った方々は基本的には白子町が大好きなはずであります。大学進学のために東京にアパートを借りたり、就職の都合で千葉市の社宅に入ったり、いろいろな事情で一度白子町を離れることは当然のように起こります。しかしながら、出たまま帰ってこれないのでは悲しい限りであります。

よって、魅力的な白子町をしっかりと発信し、町長のお子さんを含め、一緒になって今後積極的に推進いただくことをお願いし、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、10番酒井良信君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って2項目3点質問いたします。

今年も残すところあと20日足らず、年度としても4分の3が経過をし、次年度に向けた事業の策定、予算の編成がされていると思います。

1項目として、今年度取り組まれてきた3事業の状況と今後の進め方について伺います。

1点目として、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、美しいまちづくり推進事業について伺いますが、1億5,231万9,000円の予算のほとんどが長生郡市広域市町村圏組合、一宮聖苑組

合負担金として支出をされていきますが、そのほかに、環境課の職員や美しいまちづくり推進員で進められている、町内約1.7ヘクタールの畑にヒマワリ、コスモスなどを植栽し、美しい景観をつくり出す事業もあります。花の咲くまちづくり事業で行われていたチューリップの畑も、事業転換でこちらに所管が移り、先日開催された第5回のふるさとしらこ祭でも、来場された方々の目を楽しませてくれました。

3月の定例会で、町長は四季を通して花を咲かせたいと答弁されましたが、これまでの状況を伺います。また、このための作業委託料15万円が予算化されていますが、この支出状況も伺います。また、同様の事業とも思えますが、県道30号線古所・五井地区に設置されている路側帯にある花壇、関地区の吉野屋さん、岡沢産業さん前にある花壇の状況についても伺います。

2点目として、町で行う主催事業、公園事業についての在り方について伺います。

2事業に例を取りますが、1つ目は、5月に行われたたまねぎ祭り、町の後援事業として取り組まれ補助金支出をしてきたと思いますが、イベントの見直しで一時中断したものの、その必要性から再開をされていく方向だと聞いています。後援事業の中には、名称後援のもの、人的・物的補助を伴うもの、補助金も伴うもの様々な形がありますが、その判断基準について伺います。

2つ目は、11月に開催された第5回ふるさとしらこ祭。実際にはコロナの関係で第2回目となりますが、主催、白子町、主管、実行委員会、委託料105万円で実施をされましたが、事業と委託料の整合性についてどう判断されているか伺います。

2項目として、白子町補助金適正化ガイドラインについてですが、昨年11月に示されたこのガイドライン、6月の定例会でこのことについて一部見直しを含め質問し、また、9月定例会では見直しに対する請願書が議会に提出され、採択となりました。

一部見直しの箇所である補助対象外となった視察に伴う経費について調査をしたところ、ガイドラインを示してある多くの自治体は取扱いが様々であり、その自治体の判断に差異がありました。また、このことについて町の監査委員に意見を求めたところ、町が推薦すべき事業であると考えれば、対象経費として判断すべきではないかの意見でありました。これらについて町の見解を伺います。

また、行政報告の中に、岡山県奈義町に視察をされたと報告がありましたが、この視察費の町の対応について伺います。また、ガイドラインの策定に当たり、総務省ではなく近隣市町村を参考にされたかと以前答弁されましたが、どちらを参考にされたのか伺います。

以上、2項目3点について質問いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

今年度から、花の広場の管理等を環境課へ所管替えを行いまして、美しいまちづくりの推進を図りました。その際に、以前から設置されていましたが各課職員で構成されている美しいまちづくりの推進委員会を活用し、必要となる花の種類や播種の時期等を協議した上で、花の広場並びに休耕地等に職員とシルバー人材センターで種まき等を実施いたしました。

今年度は、専門知識を有した方に播種時期を伺い、種まきを遅くすることにより、10月中旬のコスモスと町の花ヒマワリが同時に開花し、ふるさとしらこ祭開催時には満開の状況を多くの来訪者に見ていただけました。また、開花期には町民や来訪者にとっても好評であったと聞いております。当分の間、現在の実施形態を取りながら、町民並びに来訪者にも参加できる事業を検討してまいりたいと思います。

次に、5の1の2、町主催事業の在り方と後援事業の在り方についてのご質問でございます。

町主催事業の在り方と後援事業の区別については、原則として、各課で作成する事務分掌に記載してある事務事業については町主催となります。また、後援や共催については、白子町後援名義使用承認取扱規則及び行事の共催及び後援に関する規程が制定され、ルールが決められております。この規則、規程の定めるところにより、後援を希望する個人・法人等が提出する承認申請書の内容を調査し、審査の上、事業内容等が基準となる要件を満たしていると認められた場合は、後援または共催する事務事業となります。

次に、白子町補助金適正化ガイドラインの見直しの検討についてのご質問でございますが、補助金適正化ガイドラインについての質問ですが、このガイドラインは、令和2年度に定められた第4次白子町行財政改革プランにおける補助金の見直しの取組の規定、及び令和4年10月に監査委員から報告のあった補助金等の被交付団体に対する監査報告における補助金交付に関するルールの未整備・不備の指摘を受け、制定いたしました。

ガイドラインの内容は、町民から頂いた税金を原資とする補助金の効率的かつ効果的な運用を図り、町民への説明責任を果たすために、公益性、公平性、有効性、公正性、適格性という5つの基本的な視点に基づいて、補助金交付に関する手続や見直しの統一基準を定めたものであります。

長期的な社会経済情勢の変化や、国・県の政策の方向性や法令の改正等による行財政運営方法の変更が生じた場合、ガイドラインの見直しが必要になるかもしれませんが、現時点では見直しを検討する予定はありません。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 質問の答弁漏れが結構ありますので、まずお願いしたいのは最初の美しいまちづくり事業の作業委託料、この支出状況が示されていません。それから、同様と思われる事業と私が言いました県道30号線の花壇のところ、それから関地区の吉野屋さんの花壇のところ、この状況等がまずは抜けていますのでお願いいたします。これ質問ではないと思いますので、ご配慮をお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁をお願いします。

環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） まず、美しいまちづくり推進事業の委託料でございますが、15万円を計上してございます。この15万円につきましては、畑の耕うんを依頼するものでございまして、今年においては1回だけ行っておりますので、費用的にはこの15万円のごく僅かの金額にとどまっている状況でございます。

また、岡沢産業さんの脇の畑でございますが、現状、花のほうが使われなかったということのご質問だと思いますが、あそこにおきましては、汚泥堆肥の状況があまりよくないということで、種まきの専門を有する方との協議の中で、やらないにしようということで、今の状況になっております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ただいまの質問についてお答えします。

県道30号線の海岸沿いの緑地帯の件なんですけど、町の商工関連5団体、そちらのほうの主催という形になりまして、関係自治会の協力をいただきながら、事務局であります町商工観光課と商工会のほう事務局となって、年2回、春と秋の植栽事業を行っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 吉野屋さんの前の道路脇の花壇の管理状況についてなんですけれども、そちらに関しましては白子町女性の会という団体が管理をしております。町内の

景観、また美化活動を目的といたしまして管理をいたしております、ラベンダーを植えておりますけれども、ラベンダーポプリを作って小中学校やまた高齢者福祉施設へ配布しております。年間を通じて女性の会の方が管理をしてくださっております。その活動、苗代とかは、女性の会に補助金のほうが支出されておりますので、その中から運営をしていただいております状況でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再質問いたします。

作業委託料15万円というふうに予算化されていますけれども、実際に環境課から今回頂いた資料として、シルバー人材センターに作業委託として65万ぐらい支出をされているというような状況がありますけれども、まずはこの辺について、これとこの15万の絡みとは違うのかなというふうなことが考えられましたので、お伺いをします。

それとあわせて、環境課の職員の方々が圃場づくりをしている姿をよく見かけます。頑張っているなという感じはいたしますが、やはりこれだけではこの1.7ヘクタールの面積管理は、まず考えてマンパワーとそれから機械力の不足を感じます。作業委託料も、既に多分15万円の話を超えていますけれども、これと、先ほど所管替えをした花の咲くまちづくり事業、この2つの事業の大きな差というのは、公民共生の事業展開ではないことなんです。

というのは、花の咲くまちづくり事業というのは、町が実行委員会に委託をし、広く町内外からまちづくり事業の参加を求め、500を超える個人・団体が球根を買い、植える、草を取るなどの圃場管理をし、その成果品としてチューリップまつりが開催をされ、オーナーをはじめ多くの方々が参加し、まちづくりに協力してきたものです。この公民共創が、美しいまちづくり事業には残念ながらつながりませんでした。

また、海岸の花壇や関地区の花壇については所管が違うことから、この統一性が取れていないのではないかという感じがいたします。これらの点について見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 先ほどご説明いたしました、美しいまちづくり事業委託料15万円のほかに、シルバーさんへの委託料ということのご質問でございますが、このシルバーさんへの委託料につきましては、当方環境課で、ごみの収集とか環境に関する委託を行うための費用になります。その事業に合わせて美しいまちづくり事業にも参加していただいたという形になっております。

次に、職員が環境課で結構やっていたのではないかということで、大変よく見ていただいております。確かに職員は頑張っております。ですが、確かに環境課職員だけでは足りませんので、美しいまちづくり推進委員会を活用いたしまして、人数を投入しての作業をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、この60万円というのは、単純にこの作業委託料ではなかったというふうに理解してよろしいんですね。15万円は、でも超えている範囲だろうなというふうに予測はしますけれども。

あと、お話があったように、同じような事業で県道30号線、商工観光課長からありましたように、商連協と古所と五井の自治会の方々が協力して進めている、美しいまちづくり事業と言っても私はいいのではないかなと思いますけれども、あと、関の吉野屋さんのところに2つ、それから岡沢産業さんのところにある花壇ですよね。これについては、違う立場で女性連絡協議会のほうの補助金で活用しているというふうになってはいますが、実は生涯学習課関係の所管の中の女性連絡協議会というのは、3万円の補助金が出されています。これは、女性連絡協議会の方々に聞いたところ、この補助金の使用については、例えば草花の苗代とか、そういうものに支出をしているというふうな話がありました。よく考えると、これは支出の目的が違うのではないかというふうに思うんです。実際に女性連絡協議会の活動というのは、例えば男女共同参画の研修であるとか、そういうものの補助金に使われるべきであって、女性連絡協議会の方がこの3万円の中で花の苗を買い、あそこの花壇を管理するというのは、これはちょっと所管が違うなというふうに考えます。

私が言いたいのは、1つの事業を進めていく中で所管が幾つもあると、実情がよく分からなくなるというふうな話になると思います。ちょうど次年度の予算編成の時期ですので、これらを、例えば環境課の所管1本に任せて、こちらからそれぞれのところに委託をする。こんな方法のほうが実際に行政を進めていく上で分かりやすい、やりやすいというふうになると思うんですけれども、これについて町長、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私も、この花の関係は、前の亡くなられた板倉議員から言われておりました、私もこれは絶対やらなければいけないという感覚でおりまして、今年、このヒマワリとコスモスのあれについては、環境課に大分やってもらったわけでございますけれども、

この美しいまちづくりの中のあれがいろいろ分かれているというのは非常にまずいように私自身も感じているのは確かでございます。できるだけこれすっきりするような形でやっていると、統一的な、どこの場所にいつ頃花を咲かせるんだとか、そういう形の設計図とかそういうものがなければ、なかなかいけないということで前からもうお話ししたんですけども、やはり課が分かれているとかそういうのも、例えば今、多面的の関係で8,000万ぐらい払っているわけでございますよね。この多面的の中でも、やはりまちづくりの花を咲かせたりすることに使うことも当然できるわけでございますので、そういうものを統一的に主管課をちゃんと決めて今後進めていったほうが、私は、ばらばらになっているよりいいんじゃないかとは前から思っていたわけなんですけれども、今年度はこういう形で一応行ってしまったわけでございますので、次回からやはりそれは検討していくべきだというふうに私も思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 思いが一致をいたしましたので、次年度以降の予算の編成並びに事業の取組については、そのような形で反映されるように、よろしく願いたいと思います。

それでは、その2、主催事業と後援事業の話なんですけれども、今、後援事業の中での判断基準をお示しされましたけれども、いろんな補助の見極めは大変難しい点があるなとも私も思っています。先ほど、たまねぎ祭りを例に出しましたけれども、もう一つ、多くの人々が来場されたという8月14日の白子青空祭り。これについて、白子町並びに白子町教育委員会などが後援となっていましたが、これは名称後援だけだというふうに聞いています。

ところが、この祭りに出店した事業者の方から、机などの備品の補助などについてはできないのだろうか。今回は知人から借りたけれども、次は買って持込みをしなければならないと言っておりました。これらをより精査して、やはり後援の在り方一つ一つに関わる必要性を感じますけれども、これらについての見解を再度伺います。

それから、主催事業については、ふるさとしらこ祭などの本来町が行うべき事業を、その精度を高めるために委託という形で現在は進められています。しかしながら、そのイニシアチブまたは取りまとめは、本来は町がすべきものと考えています。所管を1つにし、そこからの連携機能の必要性を感じますが、これについて見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、初めの青空祭りの関係者の方から、財政的な支援がというようなお話があったということでございますけれども、こちら企画財政課のほうにはそういう財政的な支援の話はまいておりません。後援の申請が来るときにいろんな書類を出すんですけども、我々は初めから財政的支援をしないと申し上げているわけではございません。ですので、前年度の予算編成の段階で、補助金ガイドラインに従って、補助金、交付金等の申請があって事業計画、スケジュール、そういったものがあれば、所管課を通じて協議の対象にはなると、このようには考えております。現時点では、企画財政課でそういった支援の要請が過去にあったということは、把握はできておりません。

それから、ふるさとしらこ祭についてお話があったと思います。こちらについては、生涯学習課の事務分掌に実は入っておるようなことになっておりまして、町の主催の事業というようなことになろうかと考えておりますけれども、それで、実は具体的な実施要項であるとか実施要領などについて生涯学習課長にちょっと伺ったところ、そういった細かい規定はないというようなお話も聞いた記憶がございます。

それから、その委託先、これは委託先と委託契約を結ぶわけですから、契約相手方として支出するべきものとして、それがやはりこちらの要請、仕様に基づく活動が可能かどうか、こういったところというのはやはり精査をしなければいけないだろうなどは思っております。

やっていく中で、ふるさとしらこ祭、今年久しぶりに開催されたということで盛況であったというふうに伺っておりますけれども、開催に当たって若干問題があったということであれば、これらについては対応策を、やはり次年度以降、関係者の意見を基にしていかなければいけないのではないかなと、このようには考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 青空祭りについて回答させていただきます。

青空祭りの関係者につきましては、商工観光課のほうで、こういったお祭りをやりたいよと、場所の関係とかそういったものは、その開催都度、商工観光課のほうと話をさせていただいております。

その中において、整理用のカラーコーンとか、商工観光課のほうでイベントを開催するとき等に保管しているものについては、商工観光課の範囲において貸出しの実績がございます。また机等については、商工観光課では保有しておりませんので、総務課を中心として関係各

課になるかと思いますが、各課のほうに貸出しの決まりもありますので、そういったものについては逐一協議を、今後については話をしていければと思っております。

また、財政的支援については、今のところ話はないんですけれども、そういったものがありましたら、そういったものも含めて協議をしていければと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） まず後援事業であります青空祭り、これについては、これまで実行委員さんのほうからそういう申出がなかったというふうにお聞きしましたけれども、今回私はその実行委員さんの中の事業者からお聞きをしておりますので、まずはこれをお伝えさせていただきます。そして、これがいい形で、これは備品支援になりますけれども、こういうものが実現させていただければ、きっと事業者のほうも喜ぶだろうなというふうに思っておりますので、次年度の事業の取組の中での精査をお願いします。

それから主催事業でありましたふるさとしらこ祭、105万円の委託料で実施をされましたがこの委託料の内訳というのは、当初予算を組むときにもお伺いしたはずなんですけれども、この委託料が生涯学習課関係に155万、それから産業関係、要は農業関係に50万。105万でこのふるさとしらこ祭を開催するというふうになりました。

これが、ご承知のとおりふるさとしらこ祭のチラシであります。これを見たときに、決して生涯学習とそれから農業関係ではなかったんです。同じようにこれに参加した方は、商工会関係、それから赤十字、福祉関係の方、これらが参加をして1つの祭りをつくり上げたものです。そうすると、商工会については商工会のほうに補助金が出ているから、そちらのほうで賄うというふうな話が実は聞かれましたけれども、福祉関係については一切その委託もされておらず、自主的参加というふうになりました。

第49回の白子町文化祭までは、それぞれ別個の形で委託料が出されて、よかったんですけども、これをもっと町民を挙げた、要は文化産業福祉祭というような形で立ち上げようとして始まったのが第1回のふるさとしらこ祭であります。そうすると、それに参加をする人たちの実行委員というのは、文化部門、それから産業部門、それから福祉部門、これらの方々が実行委員で選出をされ、1つの町のふるさとしらこ祭の姿をつくり上げていきます。

これを所管するというふうになると、幾つかに分かれてしまうので、先般も打合せの中で話をしたんですが、1か所所管を受けて、そこから事業推進になって枝分けをすればいいんじゃないですかというふうなことを生涯学習課長と話をしていたんですけども、その方向

のほうが、生涯学習課も実はやりやすいというようなお話もいただきました。これらについての次年度に向けての取組の考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

生涯学習課長とそういうご相談があったというようなことでございますけれども、今回やる前に、たしか生涯学習課長からその実行の仕方について、こちらにも照会があったのは事実でございます。その中で、やはり先ほど言いましたように実施要項、要領、いわゆる普遍的なものを毎年どのようにルール化してやるかというものが、恐らく今、大多和秀一議員がおっしゃったように、今までやっていたものから、何年度かちょっと分からないですけども、変えた際に、そういった整理がうまくなされないで行われてしまった可能性もあるのかなというふうには感じております。これはやはり主催すべき事業ということでございますので、ここについては、町のほうでやはり整理はしなければならないと考えております。

再三お話が出ておりますけれども、予算編成時期に重なっておりますから、この後、協議してももう少し精密にできるかどうかについては協議をしてみたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） そのようなことが形になるように、次年度よろしく願い申し上げますが、基本的に、町的主催事業というのは要領・要項は町がつくるものですので、こういうようなものにしてほしいという中での委託をしていくわけですから、要はイニシアチブは町なんだということを、まずは主催をするときはそうやって考えてください。これは要望しておきます。

それから、2項目に入ります。補助金の適正化ガイドラインについてですけれども、抜けていたところがありますので、まずはこれお聞きしますが、町長が行政報告の中で行った岡山県奈義町の視察、これは視察費でありますので、この対応について行います。自費で行ったものなのか、職員を同行させて行った中で町の財源が使われたものなのか、ここを確認させていただきます。

それから、補助金の適正化ガイドライン作成に当たり、近隣市町村のどこを参考にされたのかということが抜けておりましたので、ここをお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

奈義町の出張に関する経費については総務費、総務管理費に計上しております旅費を使って、公費において行っております。それから、ガイドラインの参考にしたという近隣市町村は、郡市内ではございません。県内の市町、そういったところを参考にしてございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 町がガイドラインとして作成をした視察費の対象外の旅費が公費では、同じようなことをやっているような気がしますけれども、公的な部分では、みんな公的だとは思いますが、この辺の違いというのは一体何だろうというふうに思うんです。要は視察費、これが各補助金団体においてはこれが不可、対象外とされ、この補助金団体も、目的は町の活性化と振興のために物事を進めますので、町がやるのと同じものだというふうに私は理解をしています。これについて、判断がそれぞれ違うと思いますので、これについて1点、私の考え方と相違があるのであればお伺いしたいというふうに思っています。

それから、このガイドライン策定ですけれども、実は全国のガイドラインをいろいろ検索してありましたところ、近隣の市町村ではなく、銚子市のガイドラインが、令和2年に作成されたものですが、それがこれと全く同じものでありました。要は、コピペではないですが、ここを参考につくったとすれば、ここと本町のいろんな事業の精査がされていなかったのではないかというふうに思っています。

銚子市のガイドラインをそのままコピペをして、ここに策定したというふうな気がいたしますけれども、ただ違っていたのは、ここが白子町ではなくて銚子市でしたけれども、ほとんどがこの内容が同じでありました。これについて、もう一回この策定に当たってどんな考え方があったのかお伺いをします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、視察研修ということのお話でございますけれども、これは大多和秀一議員が自らおっしゃっていたとおり、経過が若干我々とは異なっております。私どもは一応公務ということで伺わせていただいておりますので、予算計上いたしました一般管理費の旅費を使わせていただいたということでございます。

それから、2点目、銚子市のガイドラインということでお話が出ましたけれども、銚子市のガイドラインを参考にしているということは事実であります。それらの内容、もちろん銚子市だけじゃございませんけれども、そういったものの内容を見た上でガイドラインを制定

しました。

その制定の背景については、一番最初の町長の答弁にもありましたけれども、第4次白子町行財政改革推進プラン、この中で補助金の見直しを進めるということが明確に書かれておりました。その上で令和4年に、議員さんの一般質問に端を発したんですけれども、町内の補助金の被交付団体2団体に対する特別監査というものを依頼いたしました。その際の監査委員さんの報告書の中に、ちゃんとしたルールがないので監査できないとはっきり書かれてしまいましたので、やはりそこはまずいだろうということが背景で、こういったガイドラインをつくらせていただいたということが背景になっております。

なお、最初の質問の際に大多和秀一議員が、監査委員さんからは、適格性のあるものは視察研修対象にしてもいいんじゃないかという意見があったということでございますけれども、私ども執行部に対しては、監査委員事務局から代表監査委員がこういう発言をしていたという報告はまいっておりませんので、先ほど初めて伺ったところでございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 3回質問終わりましたっけ、終わりましたよね。

分かりました。こういう話がなかったかどうかは、実は文化協会の監査を受けたときに、これ録音がされておりますので、されておりますね、局長。録音されておりますよね。これをお聞きになっていただければありがたいというふうに思っています。これはもう要望ですので。

あと、多くの自治体がこういう補助金適正化ガイドラインをつくる中で示すのは、補助金に係るチェックシートの添付を実は行っているんです。この補助金のこの部分が、どれだけの金額がこれに使われたという、要は監査委員さんが見てもすぐ分かるように、このチェックシートの添付を行っている自治体が多いんです。このことにより、いろんな部分での適正か不適正かというのが分かるようになりますので、これらの導入も検討されるべきかと思っております。このことも要望しておきます。

総体的な要望で、今回の質問は、今年度これまで進められてきた事業について、見直しを図れるところがあるという判断から質問をいたしました。よりやりやすくする、分かりやすくする、整合性を図る。これも行政の取組であり行政改革の柱となります。これらを踏まえて、令和6年度の事業計画並びに予算編成がされることを望み、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時01分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 本日最後の一般質問になりましたが、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、地域公共交通について3点伺います。

1点目は、法定協議会の状況についてです。

駅のない本町において、大きな役割を果たしているのが路線バスだと思います。町民がどの地域に住んでいても、いろいろなサービスを受けることができる日常をベースに考えなければならぬと思います。そして、こうしたことのネットワークの基本となるのは、公共交通であり、根幹は地域公共交通網ができていないかどうかではないでしょうか。

101号線などの幹線道路でもバス路線はありませんし、車を持たない方々を含む不特定多数の人が公共交通を利用して移動できるようにする必要があります。町では、介護保険制度の始まりと同時に移送サービスを開始し、その後、福祉タクシー、らくらくタクシーとサービスが広がってきました。今後、高齢化が進み、免許証の返納あるいは車を持たない方、通勤の方、通学などで、町民の利便性向上のためには、いろいろな立場の方々と協議し、住みやすいまちづくりを進める必要があります。

町では法定協議会で議論されていると思いますが、現在の状況について伺います。

2点目は、今後の進め方についてです。法定協議会の中では様々な意見が出ていることと思いますが、大事なことは、地域公共交通のサービスが空白になっている地域が放置されたままになってはならないと思いますが、今後の進め方について伺います。

3点目は、らくらくタクシーについてです。

らくらくタクシーの事業が始まってから2年半が経過しました。この間、利用した方々からいろいろな声が寄せられています。中でも、スーパーがなくなり町外へ行きたいという声もあります。また、時間が設定されており使いづらいという声もありますが、無料で利用できて助かるという声もあります。開始から2年半も経過しているので、多くの町民が利用しやすいよう改善していかなければならないと思いますが、考えを伺います。

2番目は、マイナンバーカードについて伺います。

1点目は、取得状況についてです。

マイナンバーカード取得は、個人情報など様々な理由で進んでいませんでした。しかし、2万円のポイント付与等で駆け込み取得が進みました。役場でもよく手続に来ている町民の方々を見かけましたが、今までの取得状況を伺います。

2点目は、問題が多く報道されているが、町の状況についてです。

6月2日に、今の健康保険証を廃止してマイナンバーカードにひもづける改定マイナンバー法が成立しました。それにより健康保険証とカードが一体化され、トラブルが続出し、全国では、本人以外の口座への登録、マイナ保険証に他人の情報が誤って登録されたものが8,400人以上報告されています。

被保険者であるにもかかわらず、無効、該当資格なしで10割負担を求められる事例も多くなっています。開業医の6割が加入する全国保険医団体連合会の調査では、何らかのトラブルを経験した医療機関は5,493件報告されているそうです。このように問題が多く報道されていますが、町の状況について伺います。

3番目として町営住宅についてです。

現在の住宅政策は住政策基本法によるもので、公営住宅は「居住の安定確保は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることに鑑み、低所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭、その他、住宅の確保に特に配慮を要するものの居住の安定の確保が図られることを旨として行われなければならない」と盛り込まれています。

町では現在、中富住宅と古所住宅があります。この住宅の現在の状況と入居状況について伺います。

4番目に、自転車用ヘルメットについて伺います。

自転車の事故で最も多いのが頭部のけがだそうです。ヘルメット着用によりけがを防ぐ効果があるということで、改正道路法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。今ではヘルメット着用者も見かけますが、まだ少ないように思います。中学生は入学時に購入します。まだ県内でも購入補助をしている自治体は少ないようですが、実施している自治体は2,000円から3,000円が多いようです。少しでも自転車利用の町民を守るためにも、そして中学生も含めて補助する考えがないか、伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、市川議員のご質問にお答えします。

地域交通についての質問ですが、地域公共交通活性化協議会は令和4年度に設置し、令和5年2月の第1回会議を皮切りに適宜、会議、分科会を開催してまいりました。今年度は、白子町地域公共交通計画の策定について協議を進めており、今後、計画策定に向けた協議会を2回程度、分科会を1回開催する予定であります。

計画策定の経過と今後の予定ですが、現在10月末を期日として実施したアンケートのデータ分析及び利用者ニーズの把握を行っており、年明け2月頃に計画の素案を公表し、パブリックコメントを行い、3月中に策定となる予定であります。

らくらくタクシーは、交通弱者の支援策の一つとして、他の交通ネットワークとの調整や町内の交通事業者との合意形成を図りながら、その在り方を検討し、利便性の向上に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードについてでございます。取得状況はということですが、本町のマイナンバーカードの交付状況ですが、令和5年11月末時点において交付枚数8,100枚、交付率75.6%です。県内の交付率の平均の中程度の数値で推移しております。

次に、マイナンバーカードについての問題が多く報道されているが町の状況はということでございます。まず保険証のひもづけについてですが、本町の国民健康保険の被保険者情報に関しては、本年6月に県から既に登録されている資格情報の点検依頼を受け、振り仮名など誤入力チェックデータの突合作業による再点検を実施し、誤登録は確認されておりません。

なお、公金受取口座等の登録状況につきましても、現在のところ誤登録は確認されておりません。今後も、迅速かつ適切な窓口対応を図ってまいります。

次に、町営住宅についてでございます。

町営住宅の現在の状況ですが、まず中富住宅につきましては、昭和44年及び昭和45年に計14棟が建築され、入居者が退去された建物9棟の取り壊しを行い、現在5棟5世帯8人が入居している状況であります。

続いて古所住宅ですが、昭和59年に3棟、6世帯が入居可能な建物が建設され、現在も2棟4世帯、5人が入居している状況であります。空室となっている1棟2世帯分につきましては、雨漏り等の修繕を要するため、修繕が終わり準備が整い次第入居者の募集を行う予定であります。

次に自転車用ヘルメットについてでございます。

東金市などは、道路交通法の改正以前から、中学生を対象に購入費の補助を実施してきましたが、法律改正以降、県内5市で、市内在住者を対象にヘルメット購入者の助成を開始しているようです。

今般、一宮町で助成事業を検討しているという情報も耳にしております。町としても、県からの情報や近隣自治体の動向を調査、確認しながら、助成について検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、まず最初に法定協議会について再質問。これは1番、2番と一緒に3点質問させていただきます。

法定協議会を立ち上げられて、今ニーズ調査中ということなんですが、やはりその計画策定を進めていく中で、公共交通あるいは町で現在行っているらくらくタクシーなどのサービス、それから福祉タクシーもですね。それで足りない部分がどの程度解決できるのかというのが重要になってくるのではないかと思います、その点についてどのようにお考えなのか伺います。

それから2点目として、先ほどの大多和議員への答弁で、らくらくタクシーは町外にも出られるということなんですが、結局、業者とのいろいろな絡みもあるということ、それはやっていないということなんですが、やはりバス利用を進めていかなければならない。バスはやはりだんだん乗客が減っておりますので、バス利用も進めていかなければならないと思うんです。

現在学生への定期補助が町では実施されているわけですが、高齢者の方などからも、それ

は元気な方々ですね。高齢者の方々が乗るときにバス代の補助があると非常に助かりますという声があったわけです。これは私たちが実施しましたアンケート、あるいは直接要望を受けたりとかしているわけですが、車が今必須と言われている我が町で、どのぐらいの方々がそれを利用するのかというのは分からないわけですが、これについても検討していかないかどうか伺いたいと思います。

それからもう一点、3点目、大分前の質問でも一度やったことがあったんですが、今後、町外には、バス会社との絡みとかいろいろなもので出られないという絡みがあるわけですが、広域的に協議会を立ち上げて、それをバス会社等に委託するなどして、小さいワゴン車等でもいいんですけども、そういうもので近隣自治体へ移動することができるようにする、この可能性について伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず1点目のニーズ、そういったものの把握ということでございます。

先ほどの説明もありましたとおり、アンケート等も終わっておりまして、このニーズについては、事業者の方も含めて、これはバス事業者、タクシー事業者、それから福祉タクシーの事業者、こういったものも含めて全部ニーズの把握をしております。それから、町内で観光事業を営む方でバスを所有している方がいらっしゃいます。そういう方のバスが、繁忙期でない時間帯、そういうところで利活用できないかというようなことについても、事業者を通じてヒアリングなどを行わせていただきました。

こういったデータ分析、ニーズなどを踏まえた上で、先ほど申し上げたように、この後素案をお示しできればと思っているんですけども、素案の素案、もっとベースというかなんか前の段階ですけども、我々としては類型を大きく3つぐらいに分けて整理できないかというふうに考えています。

1つは広域ネットワーク、皆さんがいつもご指摘しますけれども、駅がございませんので、駅までどうアクセスするか、これを広域的なネットワークということで捉えています。それから、2点目は同じく広域ネットワークなんですけれども、生活移動ということで、ご指摘のあるような例えばスーパーとか大きい病院がないとか、そういうような問題点がございまずるので、そこにどういうふうにアクセスするかということ。それから最後に町内のネットワークということで、町の中を巡回するようなそういったものができるか。

これは、前にも答弁をしたことがあるような気もするんですけども、今、建設課で都市

マスタープランというのを見直しをかけておまして、将来的には後期基本計画に従って、いわゆる核になるところをつくっていければと考えています。その核の中を、やはり町内ネットワークで動けるようにということは当然必要になってきますので、そういったふうな段階的なネットワークづくりを考えていきたいと思えます。

これを考える上で、コンサルタントを活用しておりますので、このコンサルタントについても、我々がお願いしている交通計画のコンサルタントと、都市マスタープランのコンサルタントと両方一緒に会議に参加してもらいまして、個別に、事業者同士でいろんな意見調整を今してもらいながら進めているところでございます。

それから、バスの補助金についてのお話ですけれども、このバスの補助金については検討すべきものでもあるのかなというふうには考えております。ただ、整理しなきゃいけないのが幾つかあります。

まず第1点目は、学生さんの通学定期と比べて料金が結構高いということです。今、町が学生向けにやっている補助金については、2分の1補助をしておりますけれども、結局その2分の1は自分で購入するときに払わなきゃいけないというような負担があります。ですので、通学定期よりもかなり高めになる一般の定期を購入するときに、その場で費用負担が生じるということ、それが1点目に整理しなきゃいけない。費用負担が結構大きいですから、そこまでのニーズがあるのかということです。

それから2点目は、それだけ高い費用を使って定期を購入して、学生さんは1か月20日間乗りますけれども、週に1回とか2回しか乗らないとなってしまったときに、果たして、費用対効果がどうなのかということが出てくると思います。この辺を整理した上で、どの程度の利用者が見込めるのかというのは課題になってくるとは思います。

ただ、このバスを利用したいという方がいらっしゃるということでございますので、検討課題にはなると、このようには考えております。

それから広域的な、例えばらくらくタクシーについてもというようなことで、はっきり覚えていないですけれども、11月か10月ぐらいだったと思うんですけれども、長生振興事務所というところが主催で、交通関係についての市町村の担当課長会議というのを実は開催していただきまして、意見交換を行ったところです。

実は、この交通計画は、ご存じのように白子町も法律の期限、今ぎりぎりで行っているということで、ほかの市町村もつくっているところ、茂原市さんも含めてあるんですけれどもみんなぎりぎり、意味としては広域的なものというのは分かるんですけれども、まずはと

にかく自分ところの計画をつくるのである意味精いっぱいということで、計画づくりももう始まっちゃっている段階で半分以上経過しちゃっていますから、そういった必要性については理解しておりますけれども、うまくマッチングは難しいというのが現状でございます。

ただ、交通計画は5年ごとに見直し、そういったものがありますので、広域的な観点からつくれないかというのは今後も、例えばそういうふうに音頭を取ってくれる振興事務所さんとか、そういうところがあると非常に助かりますので、そういったところの注文はつけていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 先ほどの最初の答弁で大きく3つに分けるとということで、広域的ネットワークと、それから広域的な生活移動、それから町内ネットワークということで答弁があったんですが、やはり核となるというところをつくる。それで町内のネットワークというかそれをつくって行ってやっていくということで、これはちょっと核となるというところがまだあまりない状況なので、時間がかかっていくとは思いますが、町内の中で移動していく、私はもう何年前に長野県の本曾町の交通網が、非常に地域交通がうまくいっているところを視察してきたんですが、旧本曾町のところがやっぱり中心核となっているわけで、合併したその隣の旧町村のところから、そこまで来るのに大変だという事態で、そこまで来るのに、その核となるそこへきちんといろんな交通網を使って必ず来られるというふうにしてあるので、結局、広い地域ですが、町民の皆さんはバスとか電車とかいろんなものを使いながら、核となるその地域に来られるという状況をつくってあるので、皆さん、非常にそこへ来ていろいろやったりとか、習い事したりとか、病院に来たりとかいろいろされているようで、非常に素晴らしい交通網だなというふうには思っていたんですが、やはりこの町はそれから見れば非常に狭い町です。そういった中で、町長がいつも言われているような、そのハヤシがあった地域を核としていくというふうには言われているんですが、それが何年先になるか分かりませんが、一応、お店としては今あそこに固まっていますから、いろんな形で今ある福祉サービスのタクシーとか使ったりして、町民が自由に行き来できるということがやはり大事じゃないかなというふうに思っています。

もう一つの問題が町内ネットワークなんですけど、空白の地域ですよ。どうしても町内、101号線もそうですし、それから浜宿の大網白里境のほうもそうですし、やはりバス路線がないところ、ああいうところに住んでいる方々は免許証がないととても住んでいられないと

いう状況で、実は、浜宿のほうに住んでいた、大網白里境のほうに住んでいた方が、とにかくバスがないのでとても不便だということで引っ越して行ってしまったという、そういう事例もあるので、今後やはりそれをどうやって、この法定協議会を立ち上げることによって解消していくのか、やはりそれが大事だと思うんです。まだ細かい計画ができていないわけじゃないんですけれども、その辺の考え方がどうなのかということを知りたいと思います。

それから、バス利用者の補助なんですけど、定期を買ってしまうと非常にやはり高いものがあるし、通勤とかじゃないですから毎日使うわけじゃないので、どこの自治体か忘れたんですけども近隣の自治体で、例えばバスを利用すると、どういう方法でやっているのか分からないんですけれども、1回100円を補助するとか、1回乗ったら100円の補助をするとか、そういう方法でやっているところがあるわけです。

今、バス路線というのは本当にね、下手すると廃止されるんじゃないかというような状況もあるので、やはり少しでもバス利用が増える有効な手だてとして、いろいろな自治体でやっているその補助の在り方を調査していただいて、町で取り入れられるような方法があればそれを検討していただきたいというふうに思うんですが、それを伺いたいと思います。

広域的なことというのはなかなかもう大変なんですけど、うちのほうの協議会を立ち上げて、それから広域の議会とかがあったときに近隣の首長さんたちと話をする機会があったら、そういうことも話題に乗せながら少しずつ、下地づくりというんですか、そういうものをしながら、少しでもこれが広域的にできるような形で進めていただけたらと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず1点目の、例えばバス路線から離れたところというようなことでございますけれども、町内ネットワークでは、実証実験なども含めた意味合いとしてデマンドのものができるかどうか、シェアモビリティというようなことでそういったことができるか。そういったところも一応計画の中には含む考えを持っているところでございます。

以前、やはり市川議員からご指摘があったように記憶しているんですけども、例えばバス停から全然遠いところの人たちをバス停まで運ぶことができないかというようなご指摘があったような記憶あるんですけども、実は先日の分科会で、一般旅客ではなく福祉タクシーをやっている事業者の方とお話ししたら、大変興味があるというようなお話もありました。実際そういうサービスを望んでいる方もいるということも伺いましたので、そういった可能

性などについてもやはり検討はしてみたいと、このように思います。

それから、高齢者の定期的の関係ですけれども、それこそ定期以外に何か方法がないのかというのは、実は我々は課内でもう既に議論してしまっていて、小湊バスといろいろ話をしたら、回数券の補助をしようかというふうに考えていたんですけれども、回数券廃止しちゃったとか、そういうようなお話もありますので、具体的に、どういうものができるのか、何か証明書みたいのを持たせて利用してもらって、それを後からバス会社から請求してもらおうとか、何か仕組みがうまく、例えばスマートフォンのアプリとかを使うというとても非常に簡単なんですけれども、高齢者の皆さんはなかなか難しいところもあると思いますので、そこに代わるところを検討できればというふうには思います。

最後は、町長のお話があれば町長から、町村会等で伺っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 広域の関係で、例えば今、茂原ですと清水のあの辺までずっと市民バスが来ているんですね。だから、それを何で白子につなげられないんだという話は、私もずっと疑問に思っていたりいろいろしたことはあるんですけれども、これ行政の区分上なかなか厳しいというのはよく分かっております。

こういうものも、いずれにしても、月に1回から2回ぐらい市町村会議がありますので、そういったことをやはりいろいろ話し合っていこうとは思っております。いずれにしても、茂原市も公共交通のあれをやっているわけでございますので、そういう中で、やはりある面では、結局、白子の場合本当に駅がないわけですから、それにつながらないとちょっとまずいわけですので、その辺は進めていきたいと思っております。

それから、本当に今デマンドタクシーとかいろいろありましたんですけれども、一番私が視察に行った中で、新潟県の見附市が4万人弱の市なんですけれども、コミュニティバスを拠点にずっと回したんですね。そうすると、その拠点に回したことによって、最初は年間3万人しか使わなかったんですけれども、今30万人使っているというんですよ。4万人の町で30万人使っているというのはすごいあれなんですよね。

ですから、そういうものもコミュニティバスとか、今後、例えば学校の統合に伴いまして、結局スクールバスを当然入れたりしますし、そういうものを日中、町内に回すとか、何かいろんな方法もあると思いますので、それは公共交通の関係がある程度形になってこないと、なかなか難しい面がありますので、そういう形でどんどん進めていきたい。いずれにしても

これはどうしても喫緊の課題だと思っておりますので、やるつもりでおりますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ぜひそのような形で、時間はかかるでしょうが進めていってほしいと思います。

最後に要望として、町内の公共交通と町のサービスをうまく組み合わせて、交通網の空白をつくらないということが大事だと思っています。また、先ほど大矢課長が言われましたように、実証実験なども組み合わせて、実際に走らせて状況を見るということも有効ではないかと思われます。せっかく法定協議会を立ち上げたわけですから、交通弱者解消に向けて進めていっていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

らくらくタクシーなんですが、現状では1台で走っておりまして、特に午前中の利用が多くて、午後などは車庫に入っているということが多く見受けられるわけですが、一宮町で新にこにこサービスというのを実施しておりまして、ここでは軽自動車3台を動かしているようなんですが、担当課のほうではこれ調査されているのでしょうか。

それからまた、出発時間等が決まっていて利用しづらいという声も聞かれるわけですが、始まってもう2年以上経過しているわけですから、一宮町など近隣の自治体のこういう交通網なども参考にしながら、少しずつ利用方法を変えるなど、今後考えていかなければならないと思うんですが、その辺についての考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず一宮町のにこにこタクシーのほうをちょっと調査した結果を報告させていただきます。

まず、令和4年度の登録者数なんですけれども、白子町は64名、一宮町が1,019名です。令和4年度の延べ利用者数なんですけれども、本町が845人、一宮町が1,570人。延べ利用者数が、登録者数と比べますと本町の2倍ということなので、あまり利用はされていないというのがちょっとここであがえまして。

あと、車両の台数が、白子町が1台、一宮町3台となっております。運転手の数なんですけれども、白子町が3名、こちらの運転手はシルバー人材センターの方に委託しております。一宮町の運転手さんは8名、こちらは会計年度任用職員さんということです。

運営機関が、うちの町が白子町の社会福祉協議会に委託しております。また一宮町は町の直営となっております。また備考としまして、当日の予約は白子町も一宮町も不可という

ことで、当日予約は駄目ということでした。

今お話ししましたけれども、一宮町の対象者なんですけれども、本町が75歳以上の単身世帯か75歳以上の世帯員のみとしているところ、一宮町では65歳以上の全ての方が対象と、本町と比べまして利用対象者の幅はかなり広いんですけれども、本町においては、らくらくタクシーと別に、65歳以上のみの世帯で、障害また介護認定を受けて単独で外出できない方に対して、外出支援サービスとして自宅から公共機関、また病院等への送迎を無料で実施しております。これは町内という規定はなくて町外にも無料で送迎しております。

また、70歳以上の方には福祉タクシー事業としてタクシーの助成券のほうをお配りしております。近隣市町村に比べましても、本町は多くの移動支援事業を実施しておると思えます。

また、利用時間の枠なんですけれども、現在1日7枠の時間に分けて運行を実施しておりますが、先ほども申しましたけれども、現在車両1台で運行している現状でございますので、この利用時間枠が今のところ最善であると考えております。今後、利用者の利便性を向上させる運行方法について検討を続け、先ほど企画の課長のほうから話がありましたけれども、現在、町の公共交通計画の策定に向けて関係者にて協議をしているところでございますので、こちらの計画に沿って、福祉関係の移動支援事業の内容につきましては調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 一宮町を詳しく調査してきていただきましたけれども、実は一宮町は、最初は本町と同じように社会福祉協議会に委託してタクシー業務を行っていたわけですが、やはりこういう仕事は直営でないと駄目だということで、途中から、今の新にここサービスになってから直営に戻したという経緯があるわけです。

町では1日7枠の運行をしているわけですが、相変わらず、やはり利用者が午前中に集中してしまっているという傾向がなかなか解消されない、お医者さんに行くのでも、買物行くのでも、ほとんど全て午前中にみんな予約を取ったりして、午後になりますと車が車庫に入っているというような状況も見受けられるわけです。

今ここで1台ということもあるんですが、この利用がここまでで頭打ちになってしまっているというのが、スーパーがないからそれが影響しているのか、あるいは駅がないから、町外に行けないからそれが影響しているのか分かりませんが、やはり車に乗れない人にとって

は利用しやすければ便利に使えるというふうに思います。

例えば、先ほども最初の質問でも言ったんですけれども、今はその事業者との関係もあって、らくらくタクシーで町外に出るということは難しいという状況の中で、先ほどちょっと大矢課長が言ったんですけれども、白子車庫までらくらくタクシーを使う、あるいは福祉タクシーを使う。それで白子車庫まで移動する、あるいは近くのバス停まで移動する。それに組み合わせて、そこからバス利用をする方々に対して補助の研究をしてもらって、そこで補助をしてあげて、それでバスで目的地まで行くなどの方法も組み合わせるといいかと思うんですが、これについて今後どのように考えていくのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

今ご提案のありましたような、交通事業者である一般のバス路線、やはりこの維持というのも大切な課題になります。なくなってしまうのは非常に困りますので。ですので、そういった事業者の支援という意味も含めて、もし利用者が増えてくれればそれにこしたことはございませんので、今おっしゃられたような内容も、今後の町内ネットワークをつくっていく中で、そういうことが可能かということ協議を進めてみたいと思います。

ここで一言、今までずっと続けていた協議の中で常に問題点として事業者の側、それからコンサルタントの側から出されているのは、運転手さんがいない、少ないと。とにかくここがネックになっているというのは常に聞いております。小湊バスの役員の方も非常に困っているというお話もありましたので、こういったところをやっぱり併せて解決しないとなかなか難しい部分もありますので、そこはいろいろと調整してみたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） では、やはり先進地の事例など調査などもして、法定協議会の中で、その辺はいろいろ協議をして進めていっていただきたいと思います。

それでは次に、マイナンバーカードについてお聞きしますが、70%を超える町民が取得しているということですが、現状では障害者の方、車椅子等で移動している方、あるいは介護申請などを行っている方、体が不自由で寝たきりに近いような状態の方、こういう方は申請しなくてもできないのではないかとというふうに思うんですが、現状ではどうなんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ただいまのご質問ですが、まだ国からは、車椅子の方等の申請については詳細な情報は下りてきておりませんので、その辺情報が分かり次第、関係各課と連携して対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 本人がやはり希望すれば、少しでも希望に沿えるようにしてあげなきゃいけないのではないかなと思うんです。現状として、写真を撮るにもバックに何か映ってはいけないとか、いろいろそういう規制があるようなんですが、やはりその辺はいろいろと協議をしながら、本人が望むのであれば、やはりそうした方向で進められるようにしてあげたいのではないかなと思います。

本人が望んでいてもやれないという場合は、言い方は非常に悪いんですが、これはそこからも切り捨てられてしまう、そういうことにもなりかねないので、やはりその辺はきちんと対応ができるようにして行ってほしいなというふうに思います。

それから、問題が多く発生しているということですが、本町ではトラブルの報告はないということです。現状では任意とされているわけですが、政府では来年秋に保険証の廃止決めているわけですが、保険証とひもづけなきゃいけないですよということになると、やはりある意味強制規則みたいな、そういう形に取られかねないのではないかなと思いますが、この辺はどうなんでしょうか。

それからもう一点、紙の保険証が廃止され、資格確認書というんですか、発行されるということなんですが、これは申請して窓口に取りに行くとも言われているわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

それから、昨日のニュースで、政府は新たに顔認証カードの保険証を導入するということが報道されていて、それが15日からですか、何日からか実施されるというふうに報道されていたわけですが、これが顔認証になった場合には、これを作るためにはまた新たにカードを取得するなど、かなり手続きが煩雑になるのではないかなと思われるんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問にお答えいたします。

12日に、政府からの発表になりますが、マイナ保険証への移行をめぐることは、マイナカード自体が強制ではありませんでした。任意です。それによってマイナ保険証を持たない人が

医療機関に安心してかかれるようにということで、資格証明書の有効期間を当初1年と書いていましたが5年に延長ということと、これはもう多分決定事項だと思うんですが、保険証の廃止については来年秋頃に予定しているということで、やはり本町でも国民健康保険と後期医療保険の状況でしか把握はしていませんが、やはりマイナ保険証をひもづけた方は5割程度になります。残りの5割の方は、やはりひもづけていないというのが現状ですので、この辺、強制ではないという点と、マイナ保険証を持たないで医療機関にかかれるのかという、その住民の方の不安も払拭しなければいけないと思っていますので、その辺は国の動向を注視しながら、町でも住民の方に沿うような対応はしていきたいと思っています。

また、資格確認書なんですけど、私も本日新聞等で確認をしまして、まだこれについても、今日昼のメール等が国から下りてきているかなということで、確認はさせていただきましたが、これについては認知症などで、通常暗証番号を入力するんですが、そちらができない方の管理に不安がある方を対象に、本人確認はマイナンバーカードの顔認証と目視で行うということの報道が発表されました。

これについても、職員が目視でどの程度の本人確認ができるのか、関係機関の方ができるのかという不安もございますので、この辺もまだ詳細は国から下りてきておりませんので、情報が来次第、町としても丁寧な対応をしていかなければいけないと思っていますので、その辺、真摯に対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） すみません。答弁漏れ。申請して窓口に取りに行くというふうに言われているんだけど、どうなのか。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） ご質問ですが、それにつきましてもまだ詳細ははっきりしておりませんので、今までのご質問の件なんですが、全て詳細が分かり次第お知らせのほうをさせていただきますと思っています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まだまだちょっと詳細が分からない部分というのが多いんですが、やはり顔認証の保険証カードですかね。これができた場合、顔認証だけで、どこまでその受付の方々が見て認証できるのかどうかという不安もあると思うんですけど、これをした

からといって、そうしますと、今までの紙の保険証と何ら変わりがないじゃないかということがあるので、何のメリットがあるのかという思いもあるわけですが、できれば、これから国が決めるんでしょうが、保険証をカードにひもづけなかったり申請しなかったりした方に対しては、資格確認書は、わざわざ窓口に来て申請をして、また取りに行きますよというのは大変だと思うので、やはり今までの紙の保険証のように個別に郵送するというふうに配慮していただければなというふうに思いますので、そこを要望したいと思います。

それでは町営住宅なんですけど、現在の入居者数をお聞きしたんですけど、中富住宅は9棟取壊しということだったんですけど、中富住宅はかなり老朽化が進んでいると思うんですけど、入居している方々が不便ではないのか。修繕というのはどのような形で進めているのか。それから、あと中富住宅は退去した後は取り壊しているわけですが、いずれあそこは廃止の方向なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず中富住宅の修繕の関係ですが、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、築年数が大分たっております。修繕につきましては、毎年入居されている方に不具合のある箇所を提出していただいて、それを基に修繕を行っております。行く行くは、白子町の公共施設個別施設計画にもございますが、退去の後には取壊しを行うと。その後、その場所につきましては新たな形で土地がまとまり次第、使うという形になると思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、町営住宅を見ていますと、高齢者の方々も結構入居されている状況ではないかというふうに思われるんですけど、例えば高齢者の独り暮らしの方、独居の方が入居されている。介護サービスを利用されている方もおられるかもしれないんですけど、そうではない方が入居している場合、急な病気等も考えられるわけですが、こうした方々が入居されていれば、担当課とも連携しながら必要な対策を講じていかなければならないのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それからもう一点、町営住宅というのは、町民にとってなくてはならない住宅だというふうに思いますが、古所住宅など少しずつメンテナンスを進めて、少しでも長く使えるようにすべきだと思います。それでも、古所住宅もいずれ取り壊すときが来るとは思います。長期的に見てその後の計画はどうしていくのか、考えているのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、独居の方が入居されているところもかなりございます。こちらのほうでも、修繕の依頼だとか家賃の支払いの通知だとか、そういったものはできるだけ臨戸して直接届けるようにしております。

担当課との連携ということもありましたので、それにつきましては担当課のほうとまた連携を強化していければというふうに考えます。

あと、古所住宅につきましては、先ほども申し上げましたけれども、公共施設個別施設計画の中では、やはり先ほど市川議員のほうからございましたとおり、町営住宅という施設の性質上やはり必要だと思っておりますので、修繕を行いながら長寿命化に努めてまいります。その後のお話もございましたけれども、町営住宅の土地につきましては、国有地をお借りしての住宅となっておりますので、そちらのほうは、行く行く住宅として立ち行かなくなってきた場合には、国のほうと協議、または町営住宅が今後町に必要かどうかも含めて、その時点で検討をやりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは要望として、町営住宅というのは、やはり先ほど課長言われましたように、町民にとってはもう必要不可欠なものだというふうに思っておりますので、いろいろな調査をしながら、住宅困窮者対策として小まめな修繕などをして、町内に少なくとも1か所は残さなければならないというふうに思っておりますので、これで将来的に建て替えをするのかどうか分かりませんが、その辺も視野に入れながら進めていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、この点要望して、最後のヘルメットの問題に入ります。

ヘルメットは、やはり今中学生などは必ず、もう入学のときにヘルメットを買わなければならないということなんですが、先ほど大多和正之議員のほうから制服のリユースという話が出たんですが、ヘルメットもやはりそういう形で、同じように進めていければいいのではないかなというふうに思います。

あと補助の問題として、ヘルメットでまだ補助をしている自治体というのが非常に少ないわけですが、取りあえずこの後補助をどうするのかということで、例えば中学生、小学生とか子供たちに補助を進めるのか、それとも全体に進めるのか、そういうことを今後どういうふうに考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

一宮町の事例ということも確認いたしまして、一宮町さんは全町民対象だということとで伺っております。

町長の、先ほどの大多和正夫議員への答弁の中でもありましたけれども、とにかく中心に据えるのは子育て支援であるというような町長のお考えもございますので、直ちにできるかどうかはちょっと分からないですけれども、子供を中心にこういった助成が可能かどうか、そういったところは検討させていただきたいと思います。

それから、議員自身からも今ご指摘ありましたけれども、結局、一旦補助して購入されたもの、私はヘルメットの構造は分からないんですけれども、成長するに従って不要になってくる可能性があります。ですので、そういったものの所有権を放棄していただいて回収して、必要な方に配るといような手法が考えられるかどうか。要は、補助と、そういったリサイクルといいますか、リユースといいますか、そういう仕組みを一緒につくることによってもうちょっと効果が上がるかなということも少し考えておりますので、結論としては6年度直ちには難しいと思いますが、時間をいただければ検討を進めたいと、このようには思います。まずは子供を中心にとということをお願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 最後に要望です。

リユースがうまく進めていければ、そして併せて、取りあえず子供たち優先ということで補助を進めていければ、やはりヘルメットの着用率というのも進んでいくわけですし、そうしますと、例えば転んだにしても交通事故があったとしても、頭部のけがを防ぐ効果が出てくると思いますので、適切に進めていっていただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎3 常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件及び議会運営委員会の閉
会中の継続審査申し出の件

○議長（梅澤哲夫君） 続きますして、日程第8、3常任委員会の閉会中の継続審査申出の件ないし日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出の件までを一括議題といたします。

お手許に配布いたしました申出書のとおり、会議規則第74条の規定により、3常任委員長連名で閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

3常任委員会委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3常任委員長申出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お手許に配布いたしました申出書のとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員長より閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第4回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時00分